

第2章 少量危険物

第1節 貯蔵及び取扱いの基準

条例における規定のほか、次によること。

第1 共通事項

- 1 少量危険物の貯蔵，又は取扱いについては，法第3章，危政令及び危規則による規制範囲に含まれない。法第9条の4により法第3章「危険物」と切り離れた規制を行うものとして，その技術上の基準は市町村条例に委ねられている。

消防法（抜粋）

（指定数量未満の危険物等の貯蔵・取扱いの基準等）

第9条の4 危険物についてその危険性を勘案して政令で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物及びわら製品，木毛その他の物品で火災が発生した場合にその拡大が速やかであり，又は消火の活動が著しく困難となるものとして政令で定めるもの（以下「指定可燃物」という。），その他指定可燃物に類する物品の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は，市町村条例でこれを定める。

- 2 指定数量未満の危険物及び指定可燃物その他指定可燃物に類する物品を貯蔵し，又は取り扱う場所の位置，構造及び設備の技術上の基準（第17条第1項の消防用設備等の技術上の基準を除く。）は，市町村条例で定める。

- 2 少量危険物の貯蔵又は取扱いの技術上の基準については，危政令の規定に準拠して規定されたもののため，その解釈及び運用にあたっては，危政令の相当規定と同様に，又はこれに照応して考えて差し支えない。（昭36.12.12自消丙予発第39号）
- 3 建築物の位置，構造，設備等に関する他の関係法令が適用されるため，施設の用途，規模等に応じて建基法の規制を受け，また消防用設備等については法，政令，省令，及び告示の規制を受ける。
- 4 条例の運用については，その規制内容について多数の法令と関係を有することに留意すること。（資料2-1-1，昭37.4.6自消丙予発第43号）

第2 指定数量未満の少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の使用状態全般に共通する事項（条例第30条）

- 1 第1号の「みだりに火気を使用しない」とは、火気を使用するときは、安全な場所を指定して安全な方法で適切に管理された状態でのみ使用することをいう。危険物の貯蔵、又は取扱いは、設備や容器からの危険物の流出があった場合にも、容易に火気にふれることのない位置（場所）とするか、火気のある場所と区画された場所で行うこと。
- 2 第2号の「不必要な物件」とは、当該場所の作業工程において、必要でない物件をいうものであり、可燃物に限定されない。なお、原料、製品等を置くための台や作業用の机等は必要なもののため、整理されていれば当該場所にあって差し支えない。
- 3 第3号の「必要な措置」とは、貯蔵、又は取扱いの形態に応じた密栓、蓋、受け皿、バルブ等の設置及びこれらの管理等をいう。
- 4 第4号の「容器」の種類については、危険物の品名及び危険等級（危規則第39条の2に定める危険物の等級をいう。）に応じ、危規則別表第3（固体用のもの）又は第3の2（液体用のもの）に規定する運搬容器の基準を参照すること。
なお、危険物の運搬に用いる容器は、法第16条の適用を受ける。
- 5 第6号の「必要な措置」とは、容器が地震等により落下や転倒しないよう、棚を建築物の壁又は床面に固定し、容器には滑り止めをつけることや、他の物体が落下するおそれのある場所に容器を置かないこと等をいう。なお、高さが低く据付面積の大きな棚で転倒のおそれがないと認められるものについては、固定を要しない。
 - (1) 有効な柵の例
 - ア 金属又は木製の板などを使用するものとし、ビニールコード、カーテンワイヤー等のたるみを生じる材料はさける。
 - イ 柵の高さは、収容する容器等の大きさに合わせたものとする。
 - (2) 滑り止め
 - ア 容器一本一本を収めるセパレート型の収納ケースに収め、柵等に固定する。
 - イ 特に危険性の大きい危険物を収納する場合は砂箱を用いる。

自消丙予発第 4 3 号（昭和 3 7 年 4 月 6 日）
火災予防条例準則と関係法令との関係について

火災予防条例準則（以下「条例準則」という。）の運用については、その規制内容について多数の法令と関係を有することにかんがみ、特に次の事項に留意のうえ、これら関係法令とてい触矛盾することのないよう管下市町村を十分御指導願いたい。

記

1 条例準則第 4 条のボイラーとボイラ及び圧力容器安全規則

条例準則第 4 条については、労働基準法第 8 条に規定する労働基準法等の適用を受ける事業又は事務所に設けられるボイラーのうち、一定規模をこえるものは、ボイラ及び圧力容器安全規則の適用を受ける結果、これを除く一定規模以下のボイラー並びに労働基準法の適用を受けない事業又は事務所及び個人の住居等に設けられるボイラーを実質的な規制対象として運用すべきものであること。

2 条例準則第 7 条の乾燥設備と労働安全衛生規則

条例準則第 7 条の乾燥設備についても、労働安全衛生規則の適用を受ける乾燥室の形態のものを除いて運用すべきものであること。

3 条例準則第 2 6 条のがん具用煙火と火薬類取締法等

条例準則第 2 6 条のがん具用煙火のうち、一定数量をこえるものの貯蔵及び取扱いについては、火薬類取締法及び同法施行規則が適用されるので、がん具用煙火の貯蔵又は取扱いの規定は、当該一定数量をこえるものを除いて運用すべきものであること。

4 条例準則第 4 章第 1 節の指定数量未満の危険物と火薬類取締法等

条例準則第 4 章第 1 節の指定数量未満の危険物のうち、火薬類取締法第 2 条に掲げられた火薬類に該当するものについては、火薬類取締法等が適用される結果、これを除く指定数量未満の危険物を実質的な規制対象として運用すべきものであること。

5 火炉その他多量の高熱物を取り扱う設備等と労働安全衛生規則その他

以上のほか、火炉その他多量の高熱物を取り扱う設備、火花を生ずる設備等と労働安全衛生規則、組積造の壁付暖炉、煙突煙道等と建築基準法施行令、変電設備、ネオン管灯設備等と電気工作物規程その他火災予防条例の個々の規制対象と火災予防に関する他の法令の規定との関係を十分研究のうえ、それらの規定とてい触しないように運用すべきものであること。

6 関係官公庁との連絡

火災予防に関係のある諸法令を十分研究するとともに、その所管官公庁と常に密接な連絡を保ち、相互に協力しながら火災予防の目的達成に努めるべきこと。

第2節 位置、構造及び設備の技術上の基準

条例における規定のほか、次によること。

第1 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準

1 条例第31条

(1) 危政令における貯蔵、又は取扱いの技術上の基準は、危険物自体の性質に由来する規制であるため、指定数量の1/5程度に達するものについては、指定数量以上の場合と同様の基準によることが適当とされ、危政令第4章の基準に準じて規定されている。

(2) 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備が次のいずれかに適合して建築物内に設置される場合には、当該場所を一の貯蔵・取扱場所として差し支えない。

ア 設備の周囲に幅3m以上の空地（以下「屋内空地」という。）が保有されていること。ただし、当該設備から3m未満となる建築物の壁（自動閉鎖式の特定防火設備が設けられている出入口以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地が保有されること。

イ 危険物を貯蔵し、又は取り扱う部分が入り口以外の開口部を有しない不燃材料で造られた床又は壁で他の部分と区画されていること。これにより一の建築物内に複数の少量危険物貯蔵取扱場所が存する場合や、危政令第19条第2項のボイラー、油圧装置に係る一般取扱所と同一の建築物内に設けることも認められる。

なお、屋内空地については、危政令第9条第1項第2号の保有空地と異なり、他の少量危険物貯蔵取扱場所と共有することは認められない。

2 同一場所の扱い

(1) 屋外の場合

ア 容器又は設備による貯蔵又は取扱いの場合

原則として敷地ごととする。施設相互間が防火上有効に隔てられている場合や、防火上安全な距離を有している場合は、それぞれの施設ごととする。なお、防火上安全な距離は、実情に応じて判断するものとする。

イ タンクによる貯蔵又は取扱いの場合

原則としてタンクごととする。

ただし、地下タンクで次の場合は一の地下タンクとする。

(ア) 同一のタンク室内に設置されている場合

(イ) 同一の基礎上に設置されている場合

(ウ) 同一の蓋で覆われている場合

ウ タンクと設備が同一工程の場合

貯蔵及び取扱いが同一工程の場合は，同一工程ごととする。

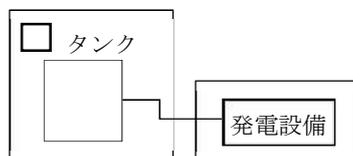


図 2-2-1 同一工程の例

(2) 屋内の場合

原則として建物ごととする。

建物全体を同一の場所とする。



図 2-2-2 屋内で貯蔵，取扱いを行う場合

ただし，以下の場合は，それぞれの場所ごとの扱いとすることができる。

ア 設備の場合

設備とは，吹付塗装用設備，洗浄作業用設備，焼入れ作業用設備，消費設備（ボイラー，バーナー等），油圧装置，潤滑油循環装置などをいう。

(ア) 不燃区画によるもの

a 出入口以外の開口部を有しない不燃材料で区画された場所で，出入口に防火設備を設けるもの（換気ダクトは開口部から除く。）

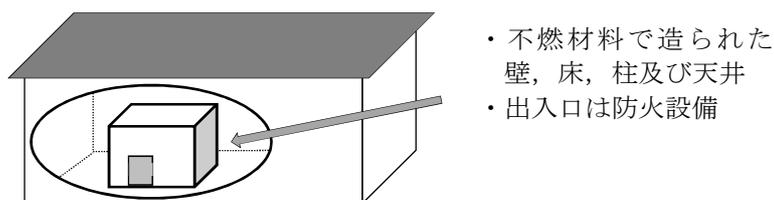


図 2-2-3 不燃区画の例

b 少量危険物貯蔵取扱所を不燃区画して，隣接して設置する場合は，相互に隣接する壁及び床を開口部のない耐火構造とした場合



図 2-2-4 隣接して設置する場合の例

- (イ) 危険物を取り扱う設備の周囲に幅 3 m 以上の空地が保有されているもの
(ポンプ以外の配管等の附属設備を除く。)
- a 当該設備から 3 m の範囲に含まれる部分の壁及び柱が耐火構造で、壁には自閉式の特防火設備が設置された出入口以外に開口部を有しない構造とし、設備から壁等までの距離の空地が保有されている場合
 - b 空地は天井（天井がない場合は小屋裏）までをいう。
 - c 複数の少量危険物貯蔵取扱所を設置する場合は、空地を相互に重複しないこと。

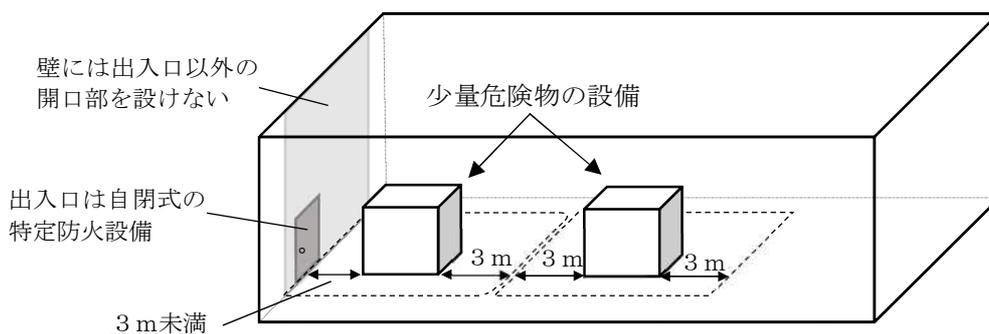


図 2-2-5 保有する空地の例（複数の設備を設置する場合）

- (ウ) 本市同意事務審査基準において別棟扱いされたものは、それぞれの棟を一の施設とする。
- イ 容器又はタンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合
- ア(ア) a の不燃区画の例（図 2-2-3）及び、ア(ウ)によること。
- ウ 物販店等で容器入りの危険物が陳列販売されている場合
- 階ごとに防火上有効に区画された場所とする。
- なお、防火上有効に区画された場所とは、不燃区画の例のほか、感知器連動閉鎖型の特防火設備による区画も認められるが、その場合、当該防火設備をはさんだ相互の場所にある可燃物（不燃性又は難燃性を有するもの以外のものをいう。）間に防火上安全な離隔距離をとること。●
- エ 大規模防火対象物等の場合
- (ア) ア(ア) a の不燃区画の例（図 2-2-3）による。
 - (イ) 階ごとに防火上有効に区画された場所
- 防火区画（建基令第 112 条第 1 項に規定する面積区画）ごととする。
- この場合、次によること。
- a 隣接する防火区画の開口部に温度ヒューズに連動して閉鎖する特防火設備を設置した場合は、それぞれの扱いにはせず、連続する防火区画に存する設備等の指定数量の倍数を合算する。

- b 隣接する区画にそれぞれ設備を設置し、それぞれの扱いにしようとする場合は、区画の壁、開口部についてア(ア) bと同様の構造とすること。

(3) 屋上の場合

原則として、屋上ごととする。

ボイラー、発電設備等の消費設備及び付随するタンクに限り、それぞれの場所に設置することができる。

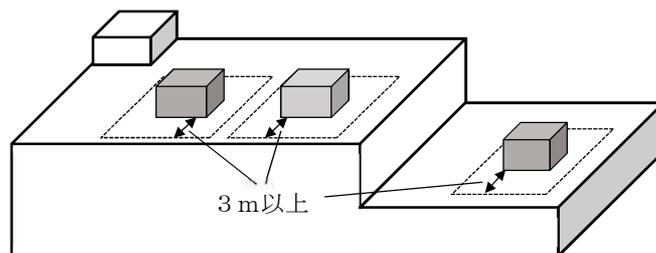


図 2-2-6 屋上に設置する場合の例

(4) その他

ア 建築工事中の建築物の場合は、原則として建築物ごととし、不燃区画される場合はそれぞれの場所とする。

イ 建設現場等における重機等への給油の場合は、重機が使用される工事の範囲ごととする。

ウ 工事現場等における可搬形発電設備の同一場所の取扱いについて

工事現場等の屋外において、可搬形発電設備を複数設置し、仮設電源として使用する場合、可搬形発電設備相互間に2m以上の間隔を保有するか、又は防火上有効な塀を設けるなど火災予防上有効な措置を講じたものは、それぞれ一の取扱場所とみなす。(令和5.3.24 消防危第63号)

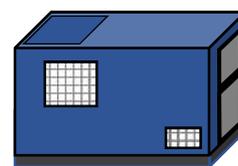


図 2-2-7 可搬型発電設備のイメージ

3 同一場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定

(1) 貯蔵施設の場合

貯蔵する危険物の全量とする。

(2) 取扱施設の場合

取り扱う危険物の全量とする。

なお、算定方法は次の区分による。複数の取扱い形態がある場合は合算する。

ア 油圧装置、潤滑油循環装置等による取扱いの場合は、瞬間最大停滞量とする。

イ ボイラー、発電設備等による消費の場合は、1日における計画又は実績消費量のうち、大きい方の数量とする。

ウ 非常用の発電設備等の場合は、業態、用途、貯蔵量や時間当たりの燃料消費量、営業時間等の条件を勘案して算定する。

(3) 貯蔵施設と取扱施設を併設する場合

ア 貯蔵、取扱いが同一工程にある場合

(燃料タンクと発電設備を同一の室内に設けた場合等)

貯蔵する全量と取り扱う全量とを比較して、大きい方の量とする。

イ 貯蔵、取扱いが同一工程にない場合

貯蔵する全量と取り扱う全量を合算する。

ウ 車両へ給油するための簡易タンクの場合

貯蔵量又は1日の取扱数量のうち、大きい方の量とする。

(4) 算定から除外するもの

ア 指定数量の1/5未満の暖房器具や調理器具の燃料

イ 建設現場等の重機等の燃料タンクで、指定数量未満のもの（1日の給油量で算定）

4 全てに共通する技術上の基準（第31条の2第1項）

(1) 遮光（第3号）

黄りん、エーテル、二硫化炭素、コロジオンその他揮発性の大きい液体を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、適切な遮光を図る必要があること。

(2) 換気（第3号）

危険な濃度の可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれのある場合は、強制換気とすること。それ以外の場合においても適当な換気を行う必要があること。

「可燃性の蒸気」とは、アセチレン、水素、液化石油ガス、都市ガス等の可燃性のものをいう。

「可燃性の微粉」とは、マグネシウム、アルミニウム等の金属粉じん及び小麦粉、でん粉、その他可燃性粉じんで、集積した状態又は浮遊した状態において着火したときに爆発するおそれがあるものをいう。

(3) 容器の積み重ね高さ（第11号）

危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合の高さは、地盤面又は床面から容器の上端までの高さをいう。

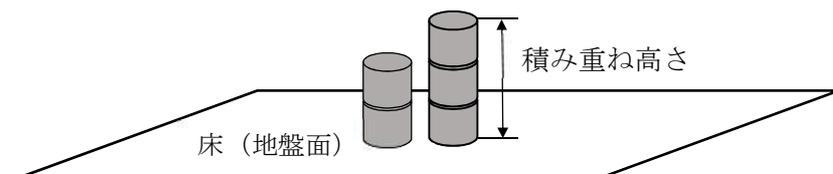


図 2-2-8 容器の積み重ね高さの例

(4) 容器への収納，詰替え (第19号)

ア 固体の危険物にあつては危規則別表第3，液体の危険物にあつては同別表第3の2に規定する容器の基準に適応したもの又はこれと同等以上であると認められるもの(以下「内装容器等」という。)に収納し，又は詰め替えなければならない。

危険物を貯蔵し，又は取り扱う場所と同一の敷地内において危険物を貯蔵し，又は取り扱うため，内装容器等以外の容器に収納し，又は詰め替える場合において，当該容器の貯蔵及び取扱いが火災予防上安全であると認められるときは，条例第34条の3の基準の特例を適用し，危規則第39条の3第1項ただし書と同様の扱いとすることができる。

なお，危険物の運搬については，法第16条に規定されており，これは，指定数量未満の危険物についても適用され，危政令第28条から30条の基準によることとなる。

イ 内装容器等には以下の表示をする。

(ア) 危規則第39条の3第2項 (危規則第44条)

品名・危険等級(危規則第39条の2に定める危険物の区分)・化学名・(第4類危険物で水溶性の性状を有するものときは「水溶性」)・数量・収容する危険物に応じた注意事項等を表示する。

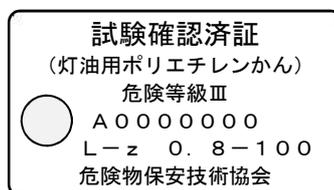


図 2-2-9 灯油用ポリエチレン缶の表示事項の例

	危険物	注意事項
第1類	アルカリ金属の過酸化物又はこれを含むもの	「火気・衝撃注意」「可燃物接触注意」 「禁水」
	その他のもの	「火気・衝撃注意」「可燃物接触注意」
第2類	鉄粉，金属粉，マグネシウム又はこれらのいずれかを含有するもの	「火気注意」「禁水」
	引火性固体	「火気厳禁」
	その他のもの	「火気注意」
第3類	自然発火性物品	「空気接触厳禁」「火気厳禁」
	禁水性物品	「禁水」
第4類	全て	「火気厳禁」
第5類	全て	「火気厳禁」「衝撃注意」
第6類	全て	「可燃物接触注意」

表 2-2-1 内装容器等に表示する注意事項

- (5) 詰替え作業の場所 (同条第13号)
詰め替え作業は、不燃材料で区画された場所等の防火上安全な場所で行わなければならない。
- (6) 吹付塗装作業 (第14号)
「防火上有効な隔壁等で区画された安全な場所」は次の例による。
ア 屋外であって、火源等から安全と認められる距離を有している場所
イ 屋内であって、火源等から安全と認められる距離を有しており、かつ、周囲の壁のうち2方向以上が開放されているか、又はそれと同等以上の通風、換気が行われている場所
ウ 屋内の区画された場所であって、次の条件を満たすもの
(ア) 隔壁は、特定不燃材料で造られたもの又はこれと同等以上の防火性能を有する構造のものであること。
(イ) 隔壁に開口部を設ける場合は、防火設備が設けられていること。
(ウ) 当該区画された場所内に火源となるものが存在しないこと。
エ 屋内において、有効な不燃性の塗装ブースが設けられており、かつ、当該塗装場所内に火源となるものが存在しない場所であること。
- (7) 焼入れ作業の温度管理 (第15号)
長時間の連続作業等により温度制御が適切に行われない場合など、比較的引火点の高い焼入油であっても危険であるため、油量を十分にとり、循環冷却装置を用いる、かくはん装置を用いるなどの方法により、危険な温度に達しないよう、管理すること。
- (8) バーナーの逆火防止等 (第17号)
ア 逆火防止の方法としては、バーナーに点火する際、事前に燃焼室内に送風し、未燃焼ガス等を除去する方法(プレパージ)、バーナーの燃焼を止めた後、ある一定時間を継続して、燃焼室内の未燃焼ガス等を除去する方法(ポストパージ)等がある。
イ 流出防止の方法としては、燃料をポンプで供給している場合の戻り管の設置、炎監視装置によるバーナー不着火時の燃料供給停止装置などの方法がある。
- (9) 放電加工機の取扱い (昭61.6.2消防危第59号)
放電加工機の取扱いは、「放電加工機の取扱いについて(昭61.1.31消防危第19号)」で、条例第31条に規定する少量危険物の貯蔵、又は取扱いについて特例基準は定められていないが、危険物保安技術協会が型式試験確認済証を貼付した放電加工機については、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認められるときは、放電加工機を設置する室内の構造、火花を発する機械器具等の使用、危険物の加熱方法等について特例を認めて差し支えない。

3 全てに共通する技術上の基準 (第31条の2第2項)

(1) 標識・掲示板 (第1号) (別表第2 (条例規則第8条))

ア 移動タンク (危険物を貯蔵し, 又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンクをいう。) の標識

0.3m平方の大きさに車両の前後から確認できる見やすい位置に設置する。

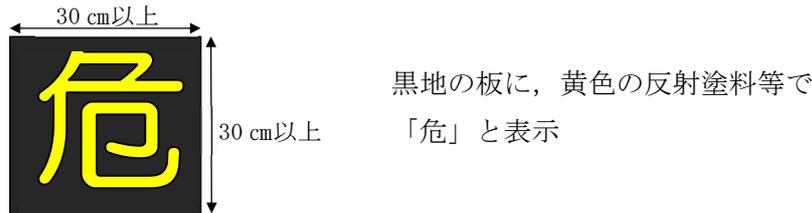


図 2-2-10 標識の例

イ 掲示板 (移動タンク, 移動タンク以外のもの共通の表示) (別表第2)

(ア) 移動タンクの場合は, 車両の前後から確認できる見やすい位置とするが, 前後2か所であることは要しない。

(イ) 移動タンク以外のもの場合は, 出入口付近の外部から見やすい位置に設置する。

(ウ) 標識, 掲示板は施設の外壁又はタンク等に直接記載することができる。

標識等を囲いに付置する場合は, 囲いの機能に影響を与えない位置や方法により行うこと。(令2.3.17消防危第71号)

(エ) 最大数量とは, 通常一日における最大能力数量をいうが, 常時貯蔵し, 又は取り扱っている数量の最大値となる。

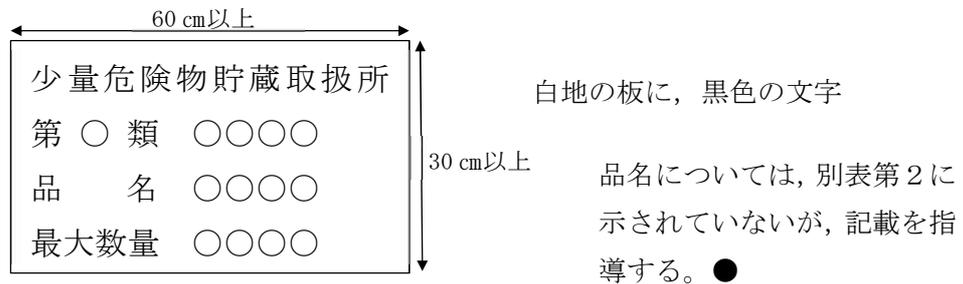


図 2-2-11 表示の例

ウ 防火に関し必要な事項の掲示 (移動タンク以外のもの) (条例規則第14条)
防火に関し必要な事項については, 危規則第18条第1項第4号及び第5号の例によること (資料 2-2-1, 平 1.9.19 消防危第 87 号)。また, 大きさは

全て 25 cm×50 cmとする。(別表第3 (条例規則第14条))



図 2-2-12 表示板の例

- (2) 危険物を取り扱う機械器具その他の設備 (第2号)
- ア 漏れ、あふれ若しくは飛散を防止できる構造とは、通常の使用条件に対し、十分な余裕をもった容量、強度、性能等を有するものが該当する。
- イ 漏れ、あふれ若しくは飛散による災害を防止できる附帯設備とは、オーバーフロー管、戻り管、ブース、受け皿、囲い、逆止弁、飛散防止用の覆い等が該当する。
- (3) 危険物を加熱し、又は乾燥する設備 (第4号)
- 「直火」とは、可燃性の液体やガス等を燃料とする火気、露出したニクロム線を用いた電熱器等が該当する。(直火以外の方法には水蒸気、温湯、熱風等がある。)
- 「火災を防止する附帯設備」としては、ニクロム線の保護管設備等がある。
- (4) 引火性の熱媒体を使用する設備 (第6号)
- 「熱媒体」とは、水蒸気や空気が使用されることが多いが、高引火点の危険物が使用されることもあるため、漏れのない構造等とすること。
- (5) 電気設備 (第7号)
- 「電気工作物に係る法令の規定」とは、電気事業法に基づく「電気設備に関する技術基準を定める省令」をいう。
- 危険物の貯蔵及び取扱いに伴い、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が漏れ、又は滞留するおそれのある場所に設ける電気設備については、これが火源とならないようにするため、防爆性能を有する機器を用いる。
- (6) 静電気が発生するおそれのある設備 (第8号)
- 危険物の流動摩擦等による静電気の蓄積から、火花放電を起こし、可燃性蒸気等に引火するおそれがあることから、一般的に静電気を発生しやすい危険物(主に特殊引火物、第一石油類、第二石油類)を取り扱う設備を接地(アース)すること。
- (7) 配管 (第9号)
- ア 地上に設置する場合における「外面の腐食を防止するための措置」は、塗装の場合、さび止め塗装とする。銅管、ステンレス鋼管、亜鉛メッキ鋼管等のさびにくい材料で造る場合は、塗装の必要はない。
- イ 地下に設置する場合の「腐食を防止するための措置」には、電氣的腐食のおそ

れのある場所においては、塗覆装又はコーティング及び電気防食、それ以外の場所においては塗覆装又はコーティングによる防食措置を行うこと。（危告示第3条、第4条参照）

地下埋設配管の溶接以外の接合方法の部分については、漏えいの有無の点検のため当該部分を蓋を有するコンクリートの箱に収納する等の措置を行うこと。

第2 屋外において少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準

（第31条の3）

1 容器を積み上げる場合の高さ（第1項）

容器を積み重ねる場合の高さは3 m以下（第三石油類、第四石油類のみの場合は4 m以下）とされているが、不燃材料で堅固に造った架台を用いる場合の高さは、6 m以下とすることができる。

「堅固に造る」とは、架台及び附属設備の自重、貯蔵する危険物の重量、地震の影響等の荷重により生じる応力に対して安全であることをいう。

2 屋外における貯蔵、取扱い（第2項第1号）

- (1) 屋外の場所で危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、火災時における延焼防止のため一定の空地の保有又は防火上有効な不燃材料で造った塀の設置を要する。この場合、塀の高さは原則として2 m以上とし、幅は空地の範囲以上とすること。



ただし書の規定により、防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面し、かつ、これらの壁に開口部がないときは、当該壁に面する部分に限り、空地または防火上有効な壁を設けた場合と同等として取り扱う。

容器等の種類	貯蔵し、又は取り扱う数量	空地の幅
タンク又は金属製容器	指定数量の1/2以上指定数量未満	1 m以上
その他の場合	指定数量の1/5以上1/2未満	1 m以上
	指定数量の1/2以上指定数量未満	2 m以上

※ タンク又は金属製容器によって貯蔵し、取り扱われる場合は、第31条の2第1項第10号、第31条の4の金属製容器による貯蔵、又は取扱いとなるため、保有空地幅が緩和される。

表 2-2-2 保有空地

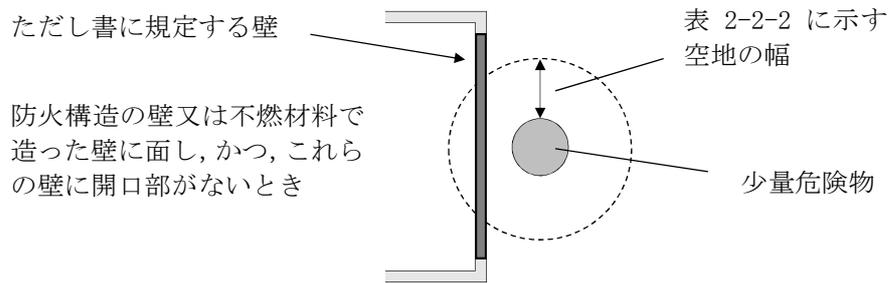


図 2-2-13 ただし書に規定する壁の例

(2) 液状の危険物を取り扱う設備(タンクを除く。)の流出防止措置 (第 2 項第 2 号)

ア 傾斜については、円滑にためますに流入する程度の勾配とする。ためますの大きさは縦、横、深さを 30 cm 以上として、貯蔵し、又は取り扱う危険物の量に応じたものとする。

イ 「流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置」とは、以下の方法等による。

(ア) 危険物を取り扱う設備の周囲の地盤面に排水溝を設ける方法

(イ) 設備の架台に有効なせき又は囲いを設ける方法

(ウ) パッケージの形態で危険物の流出防止に効果があると認められるもの

なお、必ずしも危政令の基準と同等である必要はなく、危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備、場所等の状況に応じ、弾力的に運用することができる。

(平 1.9.19 消防危第 87 号)

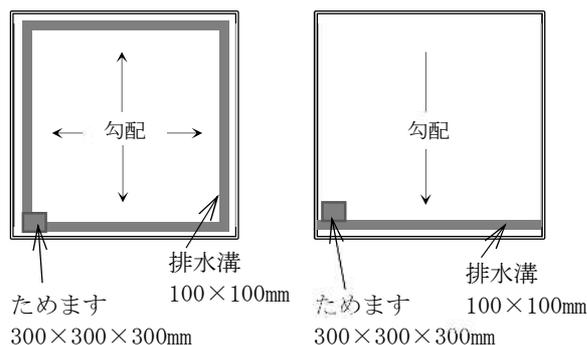


図 2-2-14 排水溝とためますの例

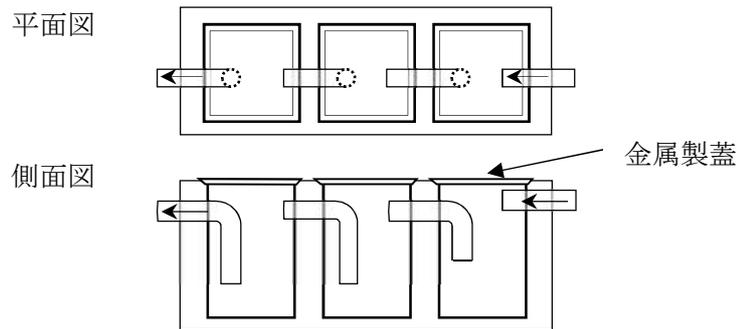


図 2-2-15 油分離槽の例

(3) 消火設備

法第 17 条第 1 項の適用を受けない屋外の少量危険物貯蔵取扱所については、貯蔵し、又は取り扱う危険物に適合する第 5 種の消火設備を設置すること。

第 3 屋内において少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準

(第 31 条の 3 の 2)

1 屋内における少量危険物の貯蔵、又は取扱いは、次によること。

なお、一定の構造及び設備を有する室内で行うこと。

- (1) 窓及び出入口には防火設備を設けること。ガラスは網入りガラスとすること。
- (2) 床については、コンクリート舗装や金属板等で造り、浸透防止措置を図るほか、第 2、2(2)と同様に適当な傾斜及びためますを設けること。

大学、研究室その他これらに類する施設の実験室、研究室等についても危険物の浸透防止、傾斜、ためますを設ける必要があるが、実験室等から規制範囲外へ危険物の流出のおそれがないと認められる場合は、傾斜及びためますの設置を緩和することができる。

- (3) 屋内に設置する架台の高さについての制限はないが、第 2、1 の規定に準じること。●
- (4) 危険物の種類、貯蔵取扱形態及び貯蔵し、又は取り扱う場所に応じて必要とされる能力を備えた換気設備を設置すること。なお、その方式は自然換気又は動力換気のいずれでもよい。
- (5) 換気口には引火防止網又は防火ダンパーを設置すること。●

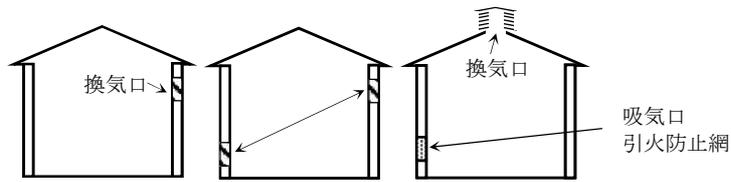


図 2-2-16 自然換気設備の例

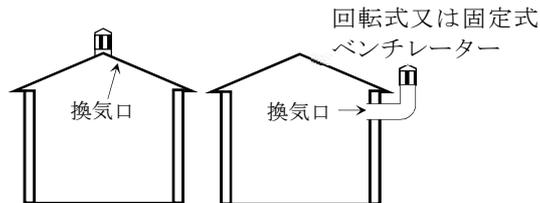


図 2-2-17 強制換気設備の例

(6) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合 (第6号)

ア 「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合」に該当するときは、強制的に排出する換気設備（自動・機械排気）を、屋外の高所で火気使用設備が近接しない位置に設けること。

なお、強制的に排出する換気設備を1(5)の換気設備と兼ねることもできる。●

「屋外の高所」とは屋根上を指し、これによりがたい場合は、地上2m以上の高さとする。また、建築物の開口部及び火を使用する設備等の給排気口から1m以上離れている場所とすること。

イ 耐火構造としなければならない壁等に換気口を設ける場合には、温度ヒューズ付きの防火ダンパーを設けること。ただし、当該ダクトが1.5mm以上の厚さの鋼板で造られ、かつ、防火上支障ない場合は、防火ダンパーを設置しないことができる。

ウ 排出設備の排出ダクト下端は、ためますの上部で、かつ、床面からおおむね0.1mの間隔を取って設置すること。

エ 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場所は、次の例によること。

(ア) 引火点が40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所

(イ) 引火点が40℃以上であっても、その危険物の引火点以上の温度で貯蔵し、又は取り扱う場所

(ウ) 危険物を露出して取り扱う設備を有する場所

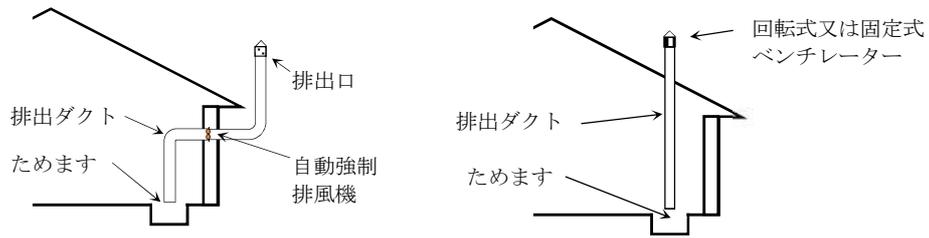


図 2-2-18-1 自動強制排出設備の例

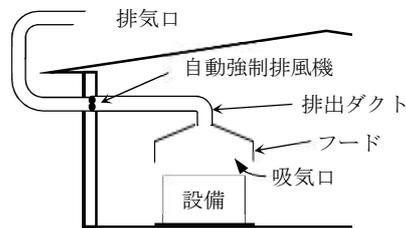


図 2-2-18-2 自動強制排出設備の例

(6) ドライクリーニング工場に対する規制について

「引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法用途規制違反への対応及び同法第 4 8 条の規定に基づく許可の運用について（技術的助言）」（平成 22 年 9 月 10 日 国住指第 2 2 6 3 号国住街第 7 8 号）の別添 1「火災安全性の確保の観点からの引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場の安全対策に関する技術的基準」（以下「2 2 6 3 号通知技術的基準」という。）に基づく防火安全対策が講じられることが確認できれば、特に火災予防条例（例）第 3 1 条の 3 の 2 に定める次に掲げる基準によらなくとも同等以上の安全性があり、条例第 3 4 条の 3 の基準の特例の規定を適用することができる。（資料 2-2-2「引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場に係る建築基準法の取扱いを踏まえた火災予防条例（例）の取扱いについて（平 22. 9. 10 消防予第 408 号，消防危第 196 号）」

第 4 少量危険物を取り扱うタンクの位置、構造及び設備の技術上の基準（地下タンク及び移動タンクを除く。）（第 3 1 条の 4）

1 タンクの材質と容量，水張検査等（第 2 項）

- (1) SS400（一般構造用圧延鋼材）の鋼板でタンクを造る場合は，容量と板厚は下表による。

タンクの容量	板厚
40ℓ 以下	1.0 mm以上
40ℓ を超え 100ℓ 以下	1.2 mm以上
100ℓ を超え 250ℓ 以下	1.6 mm以上
250ℓ を超え 500ℓ 以下	2.0 mm以上
500ℓ を超え 1,000ℓ 以下	2.3 mm以上
1,000ℓ を超え 2,000ℓ 以下	2.6 mm以上
2,000ℓ を超えるもの	3.2 mm以上

表 2-2-3 SS400 で造る場合のタンク容量と板厚

- (2) 「同等以上の機械的性質を有する材料」とは、ステンレス鋼又はアルミニウム等の金属がある。その最低板厚は、次式により算出された数値以上であること。

$$t = \sqrt{\frac{4I}{\sigma}} \times t_0$$

$$\left[\begin{array}{l} t : \text{使用する金属板の厚さ (mm)} \\ \sigma : \text{使用する金属の引張強さ (N/mm}^2\text{)} \\ t_0 : \text{SS400 を使用する場合の板厚 (mm)} \end{array} \right]$$

- (3) 水張試験又は水圧試験に関する規定では、設置者等の自主検査で支障ないが、危険物保安技術協会が試験確認を行い、これに合格したものに試験確認済証を交付している。

なお、第47条の3の規定により、消防長は設置者等の申し出を受けてこれらの検査を行い、その結果を証明することができる。

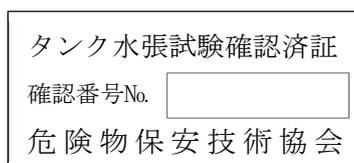


図 2-2-19 危険物保安技術協会の試験確認済証の例

2 複数の少量危険物タンクを設ける場合の取扱い

- (1) 複数のタンクを設ける場合、タンク間の距離を1m以上確保することにより、それぞれのタンクを一の貯蔵場所として取り扱うことができる。

この場合、タンクに接続する配管は、他のタンクに接続される配管と共用することができる。(令2.3.17 消防危第71号)

空地の幅については、第2, 2(1), 表2-2-2による。

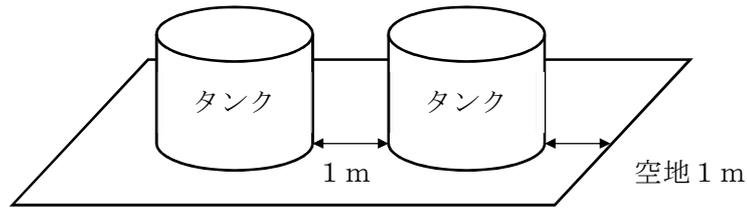


図 2-2-20 複数の少量危険物タンクを設ける場合のタンク間の距離と空地の例

(2) 図 2-2-20 に示すように指定数量未満の屋外タンクを複数設置して配管で接続した結果、A、B及びCの危険物を合算すると指定数量以上となる場合は、タンク群を一括して危政令の基準で規制するのではなく、それぞれの屋外タンクを少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクとみなす。(昭 41.6.3 自消丙予発 73 号)

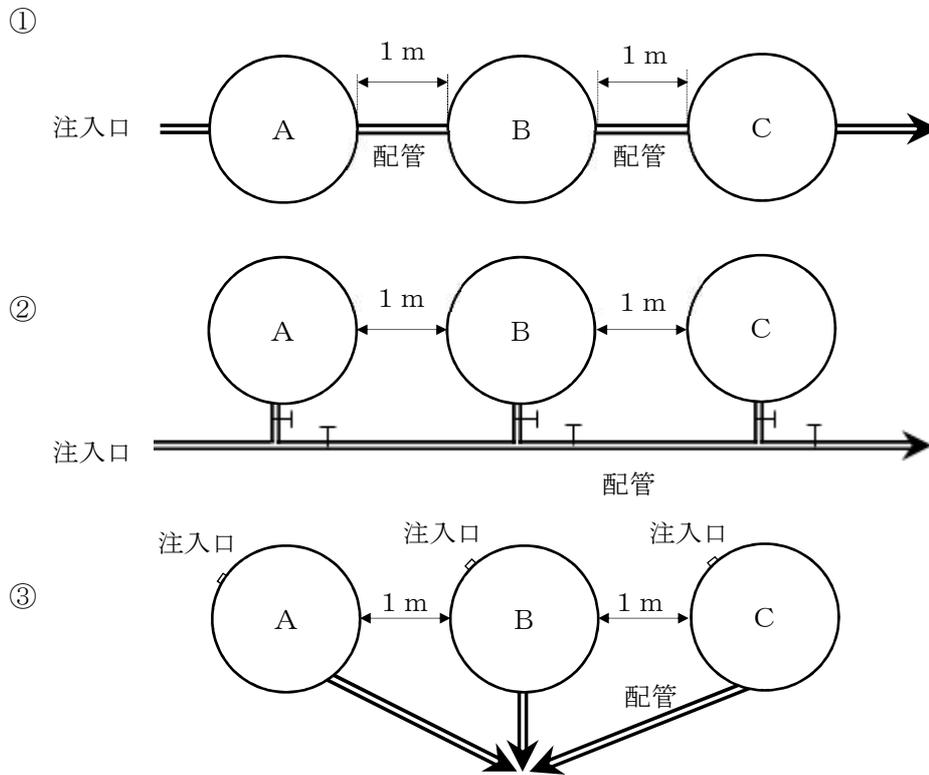


図 2-2-21 指定数量未満の屋外タンク群の取扱い

3 各部の構造

(1) 通気管, 通気口 (第 4 号)

通気管, 通気口は, 危険物の性状に応じ, タンク内圧を大気圧と同じ状態にするため常に蒸気を大気に放出するものか, 内圧が一定以上になると作動するもののいずれかを選択して設置すること。

(2) 引火点が 40℃未満の危険物のタンクに設ける通気管等の引火防止措置
(第 5 号)

引火防止措置は、一般的方法である 40 メッシュ以上の目の網（銅又はステンレス製）を設ける方法とする。（同等の方法として 30 メッシュの網を三層以上にして設ける方法もある。）

(3) 計測装置（第 6 号）

測定装置は、フロート式液面計、エアーパージ式液面計、電気式計測装置等を設置する。ガラス管を用いるもの（連通管式等）は使用できないが、硬質ガラス管を金属管で保護したもので、ガラス管が破損した際に自動的に危険物の流出を停止する装置（ボール入自動停止弁等）を設けたもの場合は、計量装置として使用することができる。

(4) 注入口（第 7 号）

注入口は、危険物の性質及び周囲の状況等を考慮し、火災予防上安全な場所に設置すること。注入口には、可燃性蒸気の漏えい、異物の混入を防止できる弁又は蓋を設けること。

(5) 地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えない措置（第 9 号）

当該措置は、可とう管継手を配管結合部の直近に設けて緩衝性を持たせる方法又は、配管自体を屈曲させる方法による。（「可とう管継手の設置等に関する運用基準」（昭 56. 3. 9 消防危第 20 号））

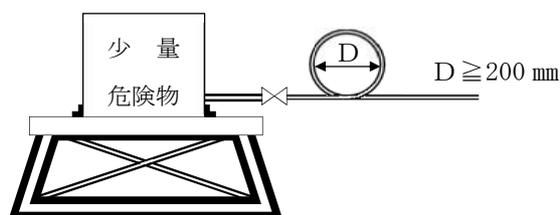


図 2-2-22 可とう管継手を設けることができない場合の屈曲の例

(6) タンクの周囲に設ける流出防止措置（第 10 号）

流出防止の「有効な措置」とは、以下によること。

ア 屋外のタンクの場合は防油堤を設ける方法、屋内のタンクの場合はタンク室の敷居を高くし、又はタンクの周囲に囲いを設ける等の方法がある。

イ タンク周囲に設ける囲いは、鉄筋コンクリート製又は鋼板、ステンレス等の金属製のものとするとともに、当該囲いの容量は、タンクの最大容量以上の量を収納できる量とすること。

また、複数のタンクを包含するように囲いを設ける場合、当該囲いの容量は、包含されるタンクのうち、最大のものの容量以上の量を収納できる量とするこ

と。この場合において、配管の破損等により流出事故が発生した際、タンク直近の開閉弁の操作等により、複数のタンクから同時に危険物が流出するおそれのないものとする。また、標識等を囲いに付置する場合は、囲いの機能に影響を与えない位置や方法により行うこと。(令 2.3.17 消防危第 71 号, 令 5.6.9 事務連絡)

ウ 4(2)の扉又は壁(第 31 条の 3 第 2 項第 1 号)で危険物の流出を有効に防止できるものは、この扉又は壁をもって防油堤等に替えることができる。

エ これは必ずしも政令基準と同等である必要はなく、危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備、場所等の状況に応じ、弾力的に運用することができる。(平 1.9.19 消防危第 87 号)

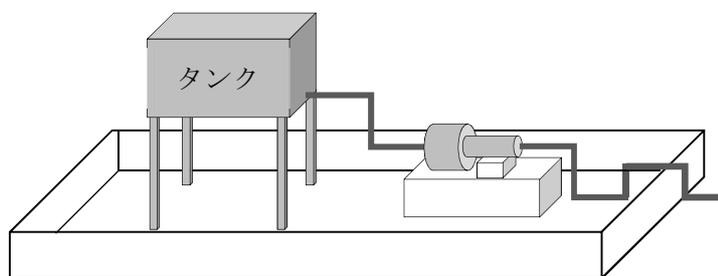


図 2-2-23 ポンプを流出止め内に設置する例

(7) 底板外面の腐食防止措置 (第 11 号)

屋外に設置されたタンクの底板外面の「腐食を防止するための措置」とは、アスファルトサンドの敷設、底板外面へのコールタールエナメル塗装等の方法とする。単なるさび止め塗装をした場合は、腐食防止措置に該当しない。

第 5 少量危険物を取り扱う地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準

(第 31 条の 5)

1 タンクの材料、埋設方法等以外の項目については、第 31 条の 4 のタンクの基準の例による。

2 複数の地下タンクがタンク室、基礎又は蓋を共有して設けられる場合は、タンクの容量の合計が指定数量の 1/5 以上指定数量未満のときは、一の少量危険物貯蔵取扱所とし、タンクの容量の合計が指定数量以上となるときは、一の地下タンク貯蔵所として規制する。

(1) 埋設方法 (第 2 項第 1 号)

ア タンク室に設置する場合

蒸気の滞留防止のため、乾燥砂等をタンク室に充てんすること。タンク室は

厚さ 20 cm以上のコンクリート造又はこれと同等以上の鉄筋コンクリート造とし、雨水や地下水が浸入しないよう処理すること。

イ 「危険物の漏れを防止することができる構造」とは、コンクリートで被覆された地下タンクをいい、その構造は危規則第 2 3 条の規定によること。

第 4 類危険物を貯蔵する地下タンクで、タンク外面がエポキシ樹脂、ウレタンエラストマー樹脂、強化プラスチック又はこれらと同等以上の防食性を有する材料により有効に保護されている場合又は腐食しがたい材料で造られている場合は、この限りではない。

ウ 第 4 類危険物を、アスファルトルーフィング等により防食措置を施したタンク又はガラス繊維強化プラスチック（FRP）で造られたタンクで貯蔵し、又は取り扱う場合はタンク室を設ける必要はない。

危規則第 2 4 条によるアスファルトルーフィング等の防食措置の方法のほか、ウレタン樹脂による方法、ポリエステル樹脂による方法等がある。

(2) 上部からの荷重に対する措置（第 2 号）

直接荷重がかからないように」とは、鉄筋コンクリート造の支柱又は鉄筋コンクリート管を使用した支柱等により蓋を支えるものであるが、支柱及び蓋はその上を通過する自動車等の荷重に十分耐えるものであること。

(3) 地下タンクを基礎に固定する方法（第 3 号）

タンクを直接基礎に固定するのではなく、締付バンド及びアンカーボルト等により固定するものとする。この場合の締付バンド及びアンカーボルト等にもさび止め塗装をすること。

(4) 地下タンクの材質及び板厚（第 4 号）

地下タンクの場合は、指定数量以上の地下貯蔵タンクと同様に、3.2 mm以上の鋼板（SS400）又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはFRPで造ること。

なお、同等以上の強度を有する金属板は、次式により算出された数値以上の板厚とすること。

$$t = \sqrt{\frac{4 I}{\sigma}} \times 3.2 \quad \left[\begin{array}{l} t : \text{使用する金属板の厚さ (mm)} \\ \sigma : \text{使用する金属の引張強さ (N/mm}^2\text{)} \end{array} \right]$$

(5) 自動計測装置（第 5 号）

第 4, 3(3)の例により設置すること。

(6) 計量口（第 5 号）

「損傷を防止するための措置」とは、当該部分にタンク本体と同じ材質、板厚のあて板を溶接する措置等をいう。（平 1.9.19 消防危第 87 号）

(7) 配管の取り付け部 (第6号)

漏えいの危険性を極小化するため、タンクの配管は全てタンク本体の頂部に取り付けること。

(8) 漏れ検査管 (第7号)

タンクの周囲に2か所以上の管を設けること等により当該タンクからの液体の危険物の漏れを検知する設備を設けること。なお、2以上の地下タンクを1 m以下に接近して隣接して設ける場合は漏れ検査管を共有することができる。

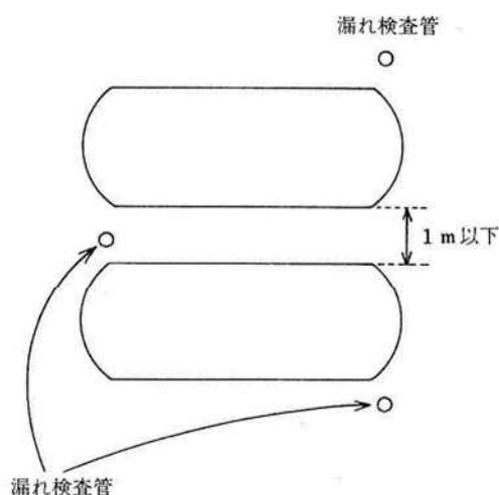


図 2-2-24 近接するタンクの漏れ検査管の位置

第6 少量危険物を取り扱う移動タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準

(第31条の6)

1 技術上の基準 (第1項)

(1) 他のタンクへの液体の危険物の注入 (第1号)

「他のタンクの注入口に・・・緊結する」方法とは、ねじ式結合金具、突合せ固定式結合金具等による。

(2) 液体の危険物のタンクから容器への詰替え (第2号)

液体の危険物のタンクから容器への詰替えは、先端部に手動閉鎖装置を備えた注入ノズル(手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。)により容器に注入する場合以外は行ってはならない。

また、「安全な注入速度」は、灯油 60ℓ/分以下、軽油 180ℓ/分以下の速度とする。

(3) 移動タンクから自動車等への直接給油の禁止

原則として、移動タンクから自動車等の燃料タンクへ直接給油することはできない。ただし、次の場合を除く。

ア 建設現場等の定められた工事範囲内で限定的に使用され、一般公道を走行できない建設用重機等に引火点 40℃以上の第4類危険物を給油する場合

イ 災害現場で活動中の自動車等に、引火点 40℃以上の第 4 類危険物を給油する場合

(4) 静電気による事故の防止 (第 3 号)

「静電気による・・・危険物」とは、第 4 類危険物のうち特殊引火物、第一石油類、第二石油類をいう。

「有効に接地する」とは、先端にクリップを設けたビニル被覆導線等を用い、移動タンクのタンク本体を接地電極に接続することをいう。

(5) 注入管 (第 4 号)

次図の例による。

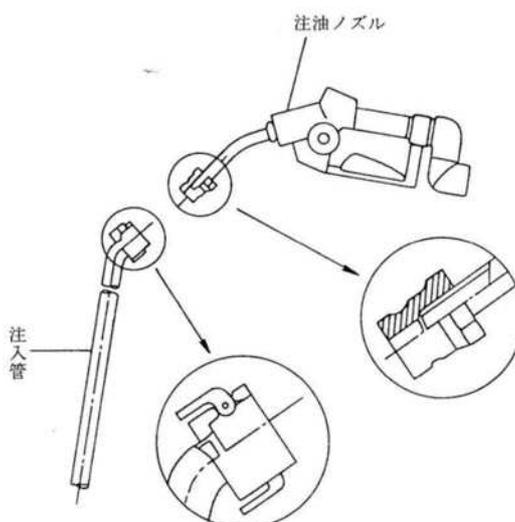


図 2-2-25 注入管の例

2 移動タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準 (第 2 項)

(1) 常置場所 (第 1 号)

軽トラックにタンクを積載した移動タンク（いわゆるミニローリー）については、軽自動車の場合は車庫証明がないことから、状況把握と指導のために常置場所が必要である。また、ミニローリーは、タンクに危険物を貯蔵したまま常置場所に置かれる場合があるため、所有者等が必要な措置を講じることが可能な場所であって付近に火気設備がない場所等を常置場所とすること。

(平 1. 9. 19 消防危第 87 号)

(2) タンクの材質及び板厚 (第 2 号)

移動タンクは、3.2 mm以上の鋼板（SS400）又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料（金属板）で造ること。「同等以上の材料」とは、次式により算出された数値以上の板厚の金属板とするが、最小板厚は 2.8 mm以上とすること。

$$t = \sqrt[3]{\frac{41 \times 21}{\sigma \times A}} \times 3.2$$

t	: 使用する金属板の厚さ (mm)
σ	: 使用する金属の引張強さ (N/mm ²)
A	: 使用する金属板の伸び (%)

(3) タンクの固定方法 (第3号)

タンクと車両との固定の方法は、Uボルトのほかに緊結金具を用いる方法、溶接による方法があるが、ロープ等による固定は認められない。

また、シャーシフレームのない車両にあつては、メインフレーム又はこれと一体となっているクロスメンバー等に堅固に固定しなければならない。

(4) 安全装置 (第4号)

温度上昇によるタンク内圧の上昇防止、危険物払出し時の大気圧との平衡保持のために設ける安全装置は、次図の例による。

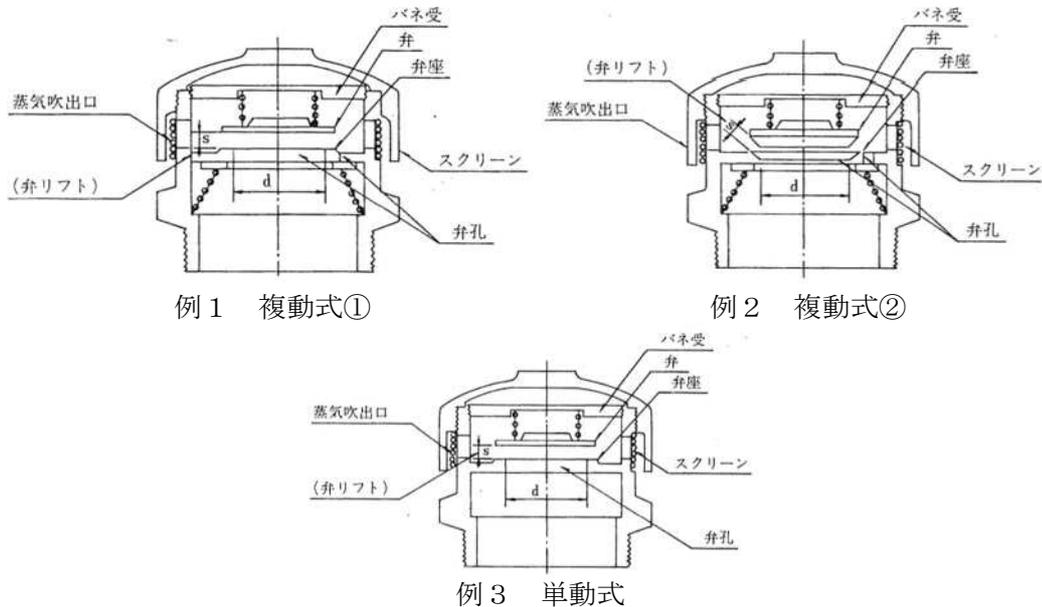


図 2-2-26 安全装置の構造例

(5) 間仕切板 (第5号)

間仕切板の材質、板厚はタンク本体の材質、板厚と同様でなければならない。

(6) 間仕切りごとに設置する装置類 (第6号)

第5号で規定する間仕切りで仕切られた部分ごとに、第4号で規定する安全装置を設ける。また、仕切られた部分の容積が 2,000ℓ 以上の場合は、厚さ 1.6 mm 以上の鋼板で造った防波板を危規則第 2 3 条の 2 の規定により設けなければならない。

ここでいう鋼板とは、熱間圧延軟鋼板 (SPHC) であり、「これと同等以上の・・・材料」とは、次式により算出された数値以上の厚さを有する金属板とする。

$$t = \sqrt{\frac{28}{\sigma}} \times 1.6 \quad \left(\begin{array}{l} t : \text{使用する金属板の厚さ (mm)} \\ \sigma : \text{使用する金属の引張強さ (N/mm}^2\text{)} \end{array} \right)$$

(7) マンホール及び注入口の蓋 (第7号)

マンホールや蓋の材質，板厚は2(2)の例によること。

(8) 防護枠 (第8号)

ア 防護枠の高さは，マンホール，注入口，安全装置等の附属設備の高さ以上とする。

イ 防護枠の材質及び板厚は，厚さ 2.3 mm以上の鋼板（熱間圧延軟鋼板（SPHC））又は，次式により算出した数値以上の厚さを有する金属板で造ること。

$$t = \sqrt{\frac{28}{\sigma}} \times 2.3 \quad \left(\begin{array}{l} t : \text{使用する金属板の厚さ (mm)} \\ \sigma : \text{使用する金属の引張強さ (N/mm}^2\text{)} \end{array} \right)$$

ウ 防護枠は山形又はこれと同等以上の強度を有する形状とすること。

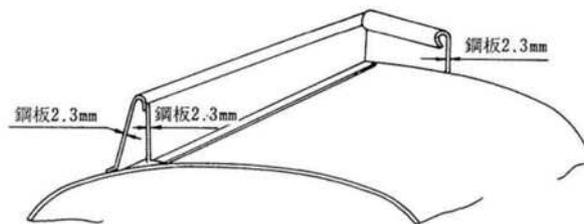


図 2-2-27 防護枠の例 二方山形（山形部分接ぎ併せ造り）

(9) 排出口 (第9号)

「非常の場合直ちに閉鎖することができる弁等」とは，レバー操作によるものである必要はないが，移動タンクの周囲から閉鎖操作が容易にできるものであること。また当該装置である旨の表示を見やすい位置に表示すること。

操作方法を表示するように指導すること。●

(10) タンク及び附属装置の電気設備 (第11号)

「可燃性の蒸気の・・・場所」とは，危険物を常温で貯蔵し取り扱う移動タンクでは，タンク内部及び当該危険物の引火点が 40℃未満の場合，防護枠内及びポンプユニット等の遮へいされた場所等とする。

また，「引火しない構造」とは，防爆性能を有する構造をいう。

(11) 移動タンクの消火設備

移動タンクに設ける消火設備は，消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年9月17日自治省令第27号）第8条に規定する自動車用の消火器を1個以上設置すること。

第7 動植物油の適用除外 (第31条の9)

一定条件のもとで貯蔵されている動植物油類は、数量に関係なく危険物から除外されて可燃性液体類とされる(危政令別表第4備考第8号)。本条では、規制の統一性のため、10,000未満の動植物油類について、少量危険物の規定の適用を除外して指定可燃物(第33条)の基準を適用することを規定する。(平 1.9.19 消防危第 87 号)

第8 品名又は指定数量を異にする危険物 (第32条)

品名又は指定数量を異にする二以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の数量を当該危険物の指定数量の1/5の数量で除し、その商の和が1以上となるときは、当該場所は指定数量の1/5以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。

第9 リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱い

リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いについては、危険物規制事務審査指針第3章第3節「屋内貯蔵所」第6によること。

第10 消火設備 (政令第10条)

少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うものについては、省令第6条第3項の規定により、同条第1項、第2項の規定による他、令別表第2において危険物の種類ごとにその消火に適応するものとされる消火器具を、その能力単位の数値の合計が当該防火対象物に貯蔵し、又は取り扱う少量危険物の数量を次の表に定める数量で除して得た数以上の数値となるよう設置すること。

区 分	数 量
少量危険物	危政令第1条の11に規定する指定数量

設置数の算出方法

$$\text{能力単位の数値の合計数} \geq \frac{\text{少量危険物の数量}}{\text{危険物の指定数量}}$$

また、同条第6項の規定により、防火対象物の階ごとに、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の各部分に、歩行距離20m以下となるよう配置すること。

第11 基準の特例 (第34条の3)

少量危険物について、第30条、第31条の7及び第32条を除く条例の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害に

よる被害を最小限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることにより、条例の規定による場合と同等以上の効力があると認められるときは、基準の特例を適用することができる。なお、特例の運用は統一的、かつ、客観的に行うよう努めること。

○ 関連通知

- ・ 昭和 36. 12. 12 自消丙予発第 39 号 「火災予防条例準則の運用について」
- ・ 昭和 37. 4. 6 自消丙予発第 43 号 「火災予防条例準則と関係法令との関係について」
- ・ 昭和 41. 6. 3 自消丙予発 73 号 「指定数量未満の屋外タンク群の取扱いについて」
- ・ 昭和 61. 1. 31 消防危第 19 号 「放電加工機の取扱いについて」
- ・ 昭和 61. 6. 2 消防危第 59 号 「火災予防条例準則第 3 1 条の運用について」
- ・ 平成 1. 9. 19 消防危第 87 号 「改正火災予防条例準則の運用について」
- ・ 平成 16. 10. 29 消防危第 120 号 「火災予防条例（例）の一部改正について」
- ・ 平成 17. 3. 22 消防危第 53 号 「火災予防条例の一部改正について」
- ・ 令和 2. 3. 17 消防危第 71 号 「指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに係る火災予防条例（例）の運用について」
- ・ 令和 5. 6. 9 事務連絡 「指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに係る火災予防条例（例）の運用について」

○ 資料

- ・ 資料 2-1-1 昭和 37. 4. 6 自消丙予発第 43 号 「火災予防条例準則と関係法令との関係について」
- ・ 資料 2-2-1 平成 1. 9. 19 消防危第 87 号 「改正火災予防条例準則の運用について」
- ・ 資料 2-2-2 平成 22. 9. 10 消防危第 196 号 「引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場に係る建築基準法の取扱いを踏まえた火災予防条例（例）の取扱いについて」

消防危第 87 号（平成元年 9 月 19 日）
改正火災予防条例準則の運用について（通達）

標記準則については、さきに「火災予防条例準則の一部改正について」（平成元年 9 月 19 日付け消防予第 104 号、消防危第 86 号消防庁次長通知）をもって示したところであるが、その運用については、下記事項に留意のうえ、適正を期するよう、貴管下市町村を御指導願いたい。

記

第 1 総則的事項

- 1 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準については、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号。以下「政令」という。）の規定に準拠して定められているところであり、今回の「〇〇市（町・村）火災予防条例の一部を改正する条例（準則）」（以下「改正準則」という。）においても、消防法令の改正に係る事項及び維持管理の不備、火気管理の不徹底等による最近の事故の状況等を考慮し、政令の規定と従前の準則の規定を比較検討して規定の必要性について全般的な見直しを行ったところであるので、その趣旨を十分理解され、特別の事情のない限り、改正準則と異なる取扱いをしないようされたいこと。
- 2 指定数量の 1/5 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備が次の条件に適合して建築物内に設置される場合には、当該場所を 1 の貯蔵・取扱場所として差し支えないものであること。
 - (1) 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管を除く。）の周囲に幅 3 m 以上の空地が保有されていること。ただし、当該設備から 3 m 未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の甲種防火戸が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地が保有されていること。
 - (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う部分が出入口以外の開口部を有しない不燃材料の床又は壁で他の部分と区画されていること。
- 3 今回指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準を全面的に見直したことにより、改正準則の基準に適合しないものに係る貯蔵及び取扱いの技術上の基準について、危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令（昭和 63 年政令第 358 号。以下「改正政令」という。）等の附則に準拠して所要の経過措置を設けたので、基準に適合しなくなるものを早期に把握するとともに、改正の内容及び経過期間等について周知徹底を図り、改正準則が円滑に移行できるよう、十分配慮されたいこと。

第2 個別的事項

1 指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの基準について（第4章第1節関係）

- (1) 第31条の2第1号の規定は、従来の規定を整理し、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、標識及び掲示板を設けることとしたが、このうち防火に関し必要な事項については、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）第18条第1項第4号及び第5号の例によること。
- (2) 第31条の2第7号の電気工作物に係る法令の規定とは、電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号）等をいうものであり、指定数量の1/5以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においても電気設備については電気工作物に係る法令の規定に従った予防対策が重要であることから、これについて明確に規定したものであること。
- (3) 第31条の2第19号イの「これと同等以上であると認められる容器」とは、自治大臣が貯蔵又は取扱いの安全上これと同等以上であると認めて告示した容器と同一の意味であり、また、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所と同一の敷地内において危険物を貯蔵し、又は取り扱うため、内装容器等以外の容器に収納し、又は詰め替える場合において、当該容器の貯蔵又は取扱いが火災の予防上安全であると認められるときは、第34条の2の基準の特例を適用し、規則第39条の3第1項ただし書と同様の扱いとすることができること。
- (4) 第31条の3第1項第2号の「囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置」及び第31条の4第10号の「危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置」とは、必ずしも政令の基準と同等である必要はなく、危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備、場所等の状況に応じ、弾力的に運用して差し支えないものであること。
- (5) 第31条の3第1項第3号及び第2項第4号の「堅固に造る」とは、架台及びその附属整備の自重、貯蔵する危険物の重量、地震の影響等の荷重によって生ずる応力に対して安全であることをいうものであること。
- (6) 第31条の5第5号の「底板にその損傷を防止するための措置」とは、あて板を溶接する措置等をいうものであること。
- (7) 第31条の6第1号の「火災予防上安全な場所」とは、移動タンクの所有者等が必要な措置を講じることが可能な場所であって火気を使用する設備が付近に設けられていない場所等をいうものであること。
- (8) 第31条の6第3号の規定は、タンクを車両のシャーシフレーム等に固定せずに走行している移動タンクがあることから、確認的に規定したものである。
なお、これに相当する部分とは、シャーシフレームのない車両にあってはメインフレーム又はこれと一体となっているクロスメンバー等をいうものであること。
- (9) 第31条の6第9号の「非常の場合に直ちに閉鎖できる弁等」は、必ずしもレバー

の操作により閉鎖するものには限らないが、移動タンクの周囲から容易に閉鎖操作を行えるものでなければならないものであること。

- (10) 第31条の6第14号及び第15号の「静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物」とは、政令第27条第6項第4号ハ又はホでその対象としている危険物と同様であること。
- (11) 第31条の8の規定は、危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管等は、技術上の基準に適合するよう常時適正に維持管理されなければならない旨を確認的に規定したものであるが、消防法（昭和23年法律第186号）で規定されている点検記録の保存等許可施設と同様の措置を必要とするものではないこと。
- (12) 第31条の9の規定は、1万L未満の動植物油類について、その貯蔵条件により基準の適用が異なることとならないよう、規制の統一を図ることとしたものであること。なお、当該動植物油類については、指定可燃物の規制に合わせて第33条に規定したものであること。

2 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの基準について（第4章第2節関係）

- (1) 消防法の改正により指定可燃物に類する物品についても市町村条例で貯蔵及び取扱いの技術上の基準を定めることとされたが、これら指定可燃物に類する物品を追加指定するに当たっては、各市町村における地域特性に基づき指定可燃物と同等以上の火災危険性を有する物品に限定して指定されたいこと。なお、指定可燃物に類する物品を指定する場合は、当庁に連絡されたいこと。
- (2) 第33条第1項第3号イのこれと同等以上であると認められる容器及び可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所と同一の敷地内で可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合の内装容器等以外の容器の使用については、1(3)と同様の扱いとされたいこと。
- (3) 指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱う場所には標識及び掲示板を設けることとしたが、このうち防火に関し必要な事項については、可燃性液体類等にあつては「火気厳禁」と、綿花類等にあつては「火気注意」とし、この旨を火災予防条例施行規則に定めることが適当であること。
- (4) 第33条第2項は可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準について指定数量未満の危険物の規定を準用しており、当該可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に係る経過措置についても、指定数量未満の危険物について規定されている経過措置の効力が及ぶこととなるので、念のため申し添えること。
- (5) 綿花類等のうち合成樹脂類以外のものの集積単位については、これらの集積実態を勘案し、基準の見直しを行ったものであること。特に石炭・木炭類については、大規模な集積単位で集積されることが通例となっていることから、温度計による温度の監視及び有効な散水設備等の設置等防火上有効な措置を講じたものについては当該集積単位の基準を適用しないこととしたこと。

(6) 第34条第7号イ及びロのただし書については、基準の特例に関する規定を設けたことに伴い、防火上有効な措置をより具体的に表現したものであり、従来の運用の内容と何ら変更はないものであること。

(7) 常圧下において可燃性ガスを大気中に滲〔しん〕出する性質を有する合成樹脂類のうち一気圧において引火点が40度未満のものにあつては、消防法別表に掲げる第2類の項第9号の引火性固体に該当することとなるため、従前の〇〇市(町・村)火災予防条例準則第34条第6号の規定は削除したものであること。

3 基準の特例について(第4章第3節関係)

指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準について、予想しない貯蔵・取扱い状況、特殊な設備の開発等に対応できるよう特例の措置を講ずることができることとしたが、本規定の特例を適用する前提としては、具体的な環境条件、代替措置等が存在することが必要であり、当該特例措置の適用に当たっては、この点に十分留意され、統一的、客観的な運用に努められたいこと。

4 指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出について(第46条関係)

従来、個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う指定数量未満の危険物等については届出を不要としていたが、指定数量の見直し等を契機として、高齢化社会に向けて個人の住居の火災予防を推進するため、指定数量の1/2以上指定数量未満の危険物等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、個人の住居についても届出を要することとしたので、広報等により周知徹底を図られたいこと。

5 タンクの水張検査等について(第47条関係)

消防長(消防署長)は、指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる旨の規定を設けたが、当該検査に係る手数料を徴収する旨及びその額については、地方自治法第228条第1項の規定により条例で定める必要があること。

6 附則について

指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等について、改正政令等の附則に準じて、屋外の空地の保有に係る規定等適用が困難なものにあつては一定の条件に適合している場合に限り適用しないこととし、危険物の流出を防止する措置、建物の構造等改修に期間を要するものについては一定の経過期間を置いて適用する等所要の経過措置を講じているので、この趣旨を十分理解され、特別の事情のない限り、すべて従前の例とする等のことがないよう留意されたいこと。

消防予第 408 号, 消防危第 196 号 (平成 22 年 9 月 10 日)

引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場に係る建築基準法の取扱いを踏まえた火災
予防条例 (例) の取扱いについて

予防行政の推進につきましては、平素よりご尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、今般、引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場（以下「ドライクリーニング工場」という。）の安全対策について、国土交通省住宅局建築指導課長及び市街地建築課長から各都道府県建築行政主務部長宛に「引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法用途規制違反への対応及び同法第 48 条の規定に基づく許可の運用について（技術的助言）」（平成 22 年 9 月 10 日 国住指第 2263 号国住街第 78 号）（別紙 1）（以下「2263 号通知」という。）が通知されました。これにより、今後、特定行政庁が建築基準法第 48 条（用途規制）違反の確定等を行うドライクリーニング工場について、当該違反建築物の所有者等から同条ただし書に基づく許可申請が行われた場合、2263 号通知中の別添 1「火災安全性の確保の観点からの引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場の安全対策に関する技術的基準」を踏まえた審査が各特定行政庁において行われることとなります。この場合、ドライクリーニング工場については一定の防火安全対策が講じられることとなりますが、当該工場が指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所に該当する場合は、別紙 2 にご留意の上消防同意及び火災予防条例に基づく届出について対応いただくようお願いいたします。また、特定行政庁が違反の判明したドライクリーニング工場に関する許可手続きに先立って情報提供を行うこととなることから、その際は、火災予防条例の取扱いについてはあらかじめ特定行政庁と情報交換を行い、違反の判明したドライクリーニング工場における許可手続きの円滑化・迅速化に努められるようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、この旨を貴都道府県内の市町村に対して周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

国住指第 2263 号
国住街第 7 8 号
平成 22 年 9 月 10 日

各都道府県 建築行政主務部長 殿
国土交通省住宅局建築指導課長
国土交通省住宅局市街地建築課長

引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法用途規制違反への対応及び同法第 48 条の規定に基づく許可の運用について（技術的助言）

引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に関する建築基準法第 48 条の建築物の用途規制違反については、昨年 7 月及び 12 月の報道を契機として、全国実態調査を行ったところ、別紙のとおり多くの工場において、建築物の用途規制違反が生じているとの実態が判明したところである。

これを受け、今般、引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法用途規制違反への対応及び同法第 48 条の規定に基づく許可の運用について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管下関係機関に対しても、この旨周知徹底方お願いする。

記

第 1. 建築基準法第 48 条用途規制違反に対する是正措置について

引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場（以下「引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場」という。）の建築基準法（以下「法」という。）第 48 条に基づく立地規制については、その主な目的が当該用途地域における安全性の確保であることに鑑みれば、違反が判明したドライクリーニング工場における火災危険性について対策を講ずることは緊急に取り組むべき重要な課題である。このため、今般、国土交通省として、違反が判明したドライクリーニング工場における引火性溶剤の使用に伴う火災危険性を除去するために必要な安全対策措置にかかる技術的基準について、別添 1 のとおり定めた。

2 これらの安全対策措置を講じる又は講じられている引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場については、既存の工場であったとしても法第 48 条の規定に基づく許可（法第 87 条第 2 項で準用する場合を含む。）を行うことで、引火性溶剤の使用にかかる安全性の観点からは適法な建築物とすることが可能となるため、各特定行政庁におかれては、法第 48 条の規定に基づく許可の積極的な活用を行い、当該用途地域における適確な安全性の確保に努められたい。

なお、住居専用系用途地域では工場自体の立地が認められておらず、その他の住居系用途地域であっても工場の作業場の面積制限等がある。このため、別添 3 の「引火性溶剤を

用いるドライクリーニング工場の住居系地域における工場等の立地に関する 48 条ただし書許可の判断基準」をとりまとめた。これらの地域における法第 48 条の規定に基づく許可に際しては、別添 1 の技術的基準に加え、当該用途地域における工場等の許可実績や各用途地域の目的とする市街地環境及び周辺の実情等に照らし、別添 3 の判断基準を参考に適切に判断されたい。

第 2. 違反是正に係る猶予期限等について

違反建築物に対して是正措置を命ずる場合においては、法第 9 条第 1 項において「相当の猶予期限」を設けることとされているところである。

今般の違反の是正についても、社会通念上又は客観的にみて合理的な期間として、事業者が安全対策の手続きも含めた内容を十分に理解するために要する期間、事業者が安全対策措置の内容を検討するための期間、安全対策にかかる装置、部品等の調達及び取り付けに係る作業に要する期間等が必要と考えられることから、必要となる是正までの期間を適確に確保されたい。

また、これらの是正措置が完了するまでには一定の期間が必要となると考えられることから、是正措置が完了するまでの期間であっても、引火性溶剤の使用が地域の安全性に関わる問題であることに鑑み、大きな費用負担の生じない対策など早期に対応可能な安全対策等の実施についても考慮されたい。

第 3. 許可手続きの円滑化について

① 許可に必要な図書等

違反の判明したドライクリーニング工場においては、引火性溶剤の使用に伴う火災危険性の除去がとりわけ緊急的に対応すべき課題であることから、法第 48 条に基づく許可に関し安全性の判断を行うために必要な基準を別添 1 のとおり明確化したところである。これを活用することにより、特定行政庁において安全性に関して定型的な判断が可能となると考えられる。

これに伴い、法第 48 条に基づく許可に必要な図書等（法第 12 条第 5 項の規定に基づき報告を求める場合も含む。以下同じ。）についても、当該基準に関する是正措置を確認するための図書として定型化して明確にすることで審査手順の定型化を行う等、効率的な審査の実施を図られたい。

また、安全性に係る許可基準については、予め建築審査会の包括的な了承を得た上で事前明示を行う等により審査が必要以上に長期化しないよう許可手続きの円滑化、迅速化を図られたい。

なお、法第 48 条に基づく許可に必要な図書等（法施行規則第 10 条の 4 の規定に基づく別記様式 43 号様式を除く）に関して、一般的に特定行政庁が求めている許可申請書類を参考に、別添 1 の基準を確認するために必要となる図書等を別添 2 のとおりと

りまとめたので活用されたい。

② 相談等

安全確保対策を速やかに進めるため、事業者への説明を速やかに実施するとともに、許可手続きの円滑化・迅速化のためには、申請者となる事業者が安全対策の手続きの内容を十分に理解することが重要であることから、各特定行政庁においては事業者からの相談等に適切に対応されたい。

また、特定行政庁においては、これらの事務の円滑な実施に必要となる体制整備に努められたい。

③ 地域における建築士への協力の要請等

安全確保対策を円滑に進めるためには、事業者に対して図書の調整や申請の技術的支援を行う地域の建築専門家の協力が大切である。このため、都道府県におかれては管下の特定行政庁との協力のもと、建築士関連団体と連携し、事業者に対する情報提供や本件対応を行う建築士の研修、申請図書の作成等の協力を行う体制の確保に努められたい。

国においては、零細事業者へのこれらの建築士関連団体の協力等について財政的に支援を行うこととしている。

④ 許可手数料の減免

許可にかかる手数料については、特定行政庁の指導のもと、速やかに安全性を確保する公益性があることに加え、安全性確保を速やかに行うために零細な事業者にかかる許可の負担軽減を図る観点から、許可手数料の減免について配慮し、円滑化を図られたい。

第4. 消防担当部局との連携について

法第48条の規定に基づく許可をする場合においては、法第93条に基づき、消防長又は消防署長（以下、消防担当部局という）の同意を得なければならないこととされており、この際、消防担当部局は、消防法等の法律又はこれに基づく条例等の規定で建築物の防火に関するものの違反の有無を確認することとなる。

これに関しては、本技術的助言の発出と併せて消防庁予防課長及び危険物保安室長から各都道府県消防防災主管部長及び東京消防庁・各指定都市消防庁宛に「引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場に係る建築基準法の取扱いを踏まえた火災予防条例(例)の取扱いについて」（平成22年9月10日消防予第408号、消防危第196号）が通知されたことから、実態調査の結果等について消防担当部局に情報提供を行い、許可に際して求める消防担当部局の同意が円滑に行われるよう、あらかじめ照会を行うとともに、火災予防条例の取扱いについて消防担当部局との情報交換に努め、許可手続きの円滑化・迅速化に努められたい。

第5. その他

- ① 許可を受けた引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場において機械の変更等を行う際、当該変更等により許可条件に違反することとなる場合には、許可申請を改めて行うことが必要である。しかし、機械の台数や出力が増加せず、かつ、機械の設置位置を変更しない等の周囲への影響が増大しない場合には、これを許可条件として付すことで、機械の変更等を行う場合であっても、再度の許可を要しないこととすることが可能である。許可に際しては、事業者の負担の軽減が図られるよう、これらの条件を付すことについて積極的に検討されたい。

なお、この場合にあっても、機械の変更等の際の許可条件への適合を確認するため、特定行政庁に対して変更内容を届け出ることを条件として付すことが適法な状態の確保のためには必要と考えられる。

- ② 許可を受けた引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場については、許可を行った建築物についての台帳を整備し、必要に応じ、報告を求めるとや違反建築防止週間などの機会を捉えた立入検査の際、許可条件とした内容の確認を行うこと等により許可後も引き続き適法な状態が維持されるよう努められたい。
- ③ 本技術的助言は、引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場に係る法第48条の規定に基づく許可に関する一般的な考え方を示すものであるので、立地する地域の状況等からこれによることが必ずしも適切でなく、安全上も支障がないと考えられる場合は、総合的な判断に基づいて弾力的に運用されたい。
- ④ なお、違反の判明したドライクリーニング工場における具体的な違反是正措置の進め方について、「引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場の違反是正の手順フロー(例)」を添付しているので、参考とされたい。

<別添1>

火災安全性の確保の観点からの引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場の安全対策に関する技術的基準

1. 引火性溶剤の保管方法等

次の(1)から(5)までに適合していること。

- (1) 引火性溶剤を保管する容器（以下「容器」という。）は、洗濯機、乾燥機、ボイラーその他の機械の設置スペース、アイロンを用いる作業台又は洗濯物の保管スペースから水平方向に50cm以上（垂直方向については床面から天井まで）離れた場所に設置されていること。
- (2) 容器の設置場所から水平方向に1m以内（垂直方向については床面から容器上方15cm以内）においては、電気設備について防爆措置が行われていること。
- (3) 容器が屋内に設置されている場合、容器が設置されている室に機械換気設備が設けられており、かつ、容器が設置されている室全体の単位床面積（容器の設置場所が隔壁等により区画され、区画された部分内に機械換気設備が設けられている場合は、区画された部分の単位床面積）あたり $0.3\text{m}^3/\text{min}$ の換気量が確保されていること。
- (4) 容器は、次の①及び②に適合していること。
 - ① 密閉できる構造であること。
 - ② 危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)別表第3の2に定める基準に適合する内装容器（内装容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器）又は危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年5月1日自治省告示第99号）第68条の2の2に定める容器であり、かつ、危険物の規制に関する規則第43条の3第1項に定める収納の基準に適合していること。
- (5) 固定容器については、適切にアースが設置されていること。

2. 洗濯機・乾燥機の安全対策

次の(1)から(4)までに適合している洗濯機及び乾燥機（洗濯及び乾燥を同一の機械内で行うものを含む。）が設置されていること。

- (1) 洗濯機及び乾燥機には、適切にアースが設置されていること。
- (2) 洗濯機は、洗濯及び脱液が同一の機械内で行われる機能を有するものであること。
- (3) 洗濯機は、次の①から④までのいずれかの機能が設けられているものであること。
 - ① 洗濯槽内への窒素等の不活性ガスの充填又は洗濯槽内の減圧により洗濯槽内の酸素濃度を爆発下限酸素濃度以下に制御する機能
 - ② 溶剤冷却機能又は溶剤温度の上昇により、引火のおそれがある場合に機械が自動

停止する機能

- ③ 静電気を監視する機能に連動して、静電気が発生するおそれがある場合に機械が自動停止する機能
 - ④ 静電気を監視する機能に連動して、静電気が発生するおそれがある場合に洗剤の自動投入を行う機能
- (4) 乾燥機は、次の①及び②に適合していること。
- ① 処理ドラム内への窒素等の不活性ガスの充填若しくは処理ドラム内の減圧により処理ドラム内の酸素濃度を爆発下限界酸素濃度以下に制御する機能又は温度制御等により溶剤蒸気濃度を爆発下限界以下に制御する機能が設けられていること。
 - ② 溶剤を含む排気が作業場内に直接排出されない構造であること（溶剤回収型乾燥機であること又はダクトで直接屋外への排気を行う措置がなされていること）。

3. 作業場（洗濯、乾燥又は仕上げ作業を行うスペース）の防火措置

次の(1)から(4)までに適合していること。

- (1) 機械換気設備が適切な位置に設けられており、かつ、作業場のある室全体の単位床面積あたり $0.3\text{m}^3/\text{min}$ の換気量が確保されていること。
- (2) 溶剤の漏出が想定される場所（洗濯機、乾燥機及び脱液後の洗濯物（洗濯かごに入れる場合は洗濯かごの範囲。）をいう。以下同じ。）から水平方向に1 m以内（垂直方向については床面から開口部の最上端の上方15cm以内）においては、電気設備について防爆措置が行われていること。
- (3) 溶剤の漏出が想定される場所から水平方向に50cm以内（垂直方向については床面から天井まで）には、ボイラー、アイロンを用いる作業台の設置スペース又は洗濯物の保管スペースが設けられていないこと。
- (4) 作業場の床は、溶剤が浸透しない構造であること。

4. 併せて講じるべき日常の作業における安全管理対策等

このほか、引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場においては、日常の作業における安全管理を徹底することが必要不可欠であり、法第48条第1項から第9項までの規定に基づく許可の際に、次の(1)から(5)までが適切に実施されるよう安全管理の体制及び方法を確保する必要がある。

具体的には、安全管理の責任者を定め、次の(1)から(5)までに関する安全管理のチェックリストを作成して見やすい場所に掲示し、又は分かりやすい場所に常備することにより、作業時に確実に確認させる等安全管理を徹底させる体制及び方法について許可の条件とする必要がある。

(1) 人体、作業服等の帯電防止

- ① 作業場内に除電板、静電気除去ブラシその他の人体の静電気を適切に除去するた

めの器具が設置されていること。

- ② 溶剤の容器を開閉する際、洗濯機若しくは乾燥機に洗濯物を入れる際又は洗濯物若しくは乾燥機から洗濯物を出す際には、あらかじめ除電板に触れる等により静電気を適切に除去すること。

(2) 溶剤の管理

- ① 溶剤の保管容器は、使用時以外は蓋を閉じておくこと。
- ② 溶剤の保管容器は、ゴムマット等不導体の上に設置しないこと。
- ③ 溶剤の管理に当たっては、取り扱う溶剤の種類に応じて、それぞれの製品安全データシート（MSDS）に示された管理方法に従うこと。
- ④ 洗濯時においては、溶剤に洗剤を添加することにより、溶剤の体積抵抗率を $109 \Omega \cdot m$ 以下に保つこと。

(3) 機械の管理

- ① 洗濯機、乾燥機その他の機械の使用に当たっては、取扱説明書に従って機械の保守点検、機械及び器具類の清掃、フィルターの交換その他の管理を適切に実施すること。
- ② ライター等の異物を洗濯機及び乾燥機内に混入させることのないよう、衣類等の洗濯物を洗濯機及び乾燥機に投入する前に事前点検を行うこと。

(4) 作業場の管理

- ① 1. (2)及び3. (2)により電気設備の防爆措置を行うことを必要とする範囲においては、ライター・たばこ等火源となるものを持ち込まないこと。また、溶剤の保管容器や洗濯かごなど溶剤の漏出が想定される可動性のものについては、その可動範囲をあらかじめ作業場に明示しておくこと。
- ② 溶剤の付いたウェス等の布、繊維くずを機械、溶剤の保管容器等のそばに放置しないこと。
- ③ 使用する溶剤に応じて、危険物の規制に関する政令（昭和34年9月26日政令第306号）別表第5に基づきその消火に適応するものとされる消火設備のうち、第五種の消火設備が作業場内に設置されていること。ただし、危険物の規制に関する政令第20条第1項第1号又は第2号に該当する場合は、当該各号に定める消火設備が設置されていること。
- ④ 前号に掲げる消火設備については、取扱説明書に従い保守点検を適切に実施すること。

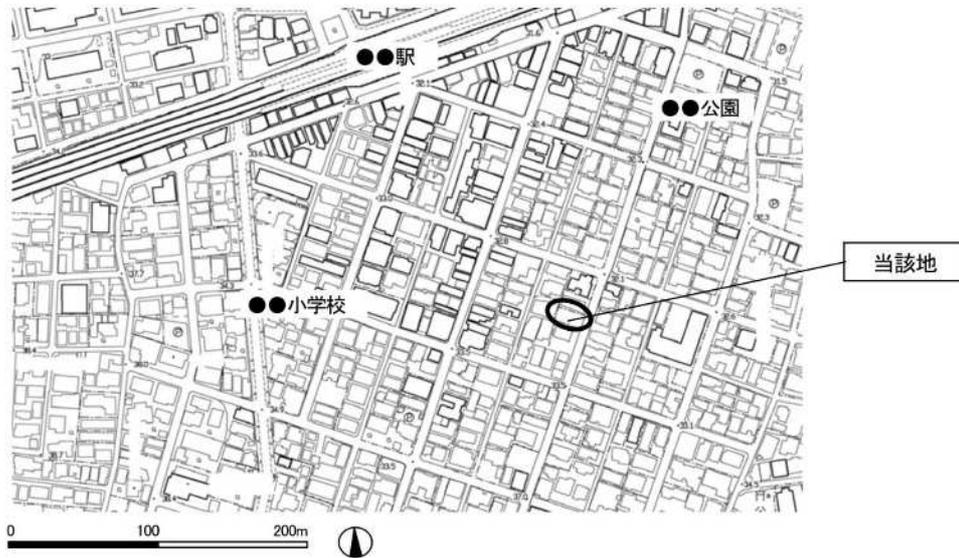
- (5) このほか、ドライクリーニング作業の作業に当たっては、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）、消防法（昭和23年法律第186号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令に従うこと。

<別添2>

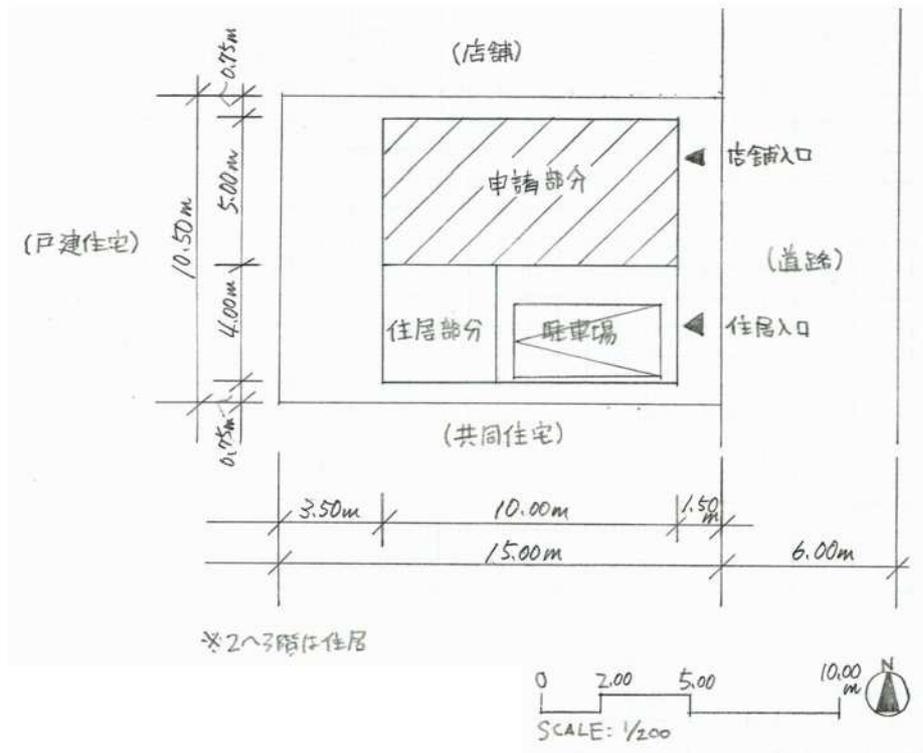
技術的基準を確認するために必要となる図書

- 1 付近見取図
- 2 配置図
- 3 申請階平面図(安全対策案図)
- 4 各階平面図 (申請階以外)
- 5 立面図 (2面)
- 6 断面図 (2面)
- 7 引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場安全対策調書

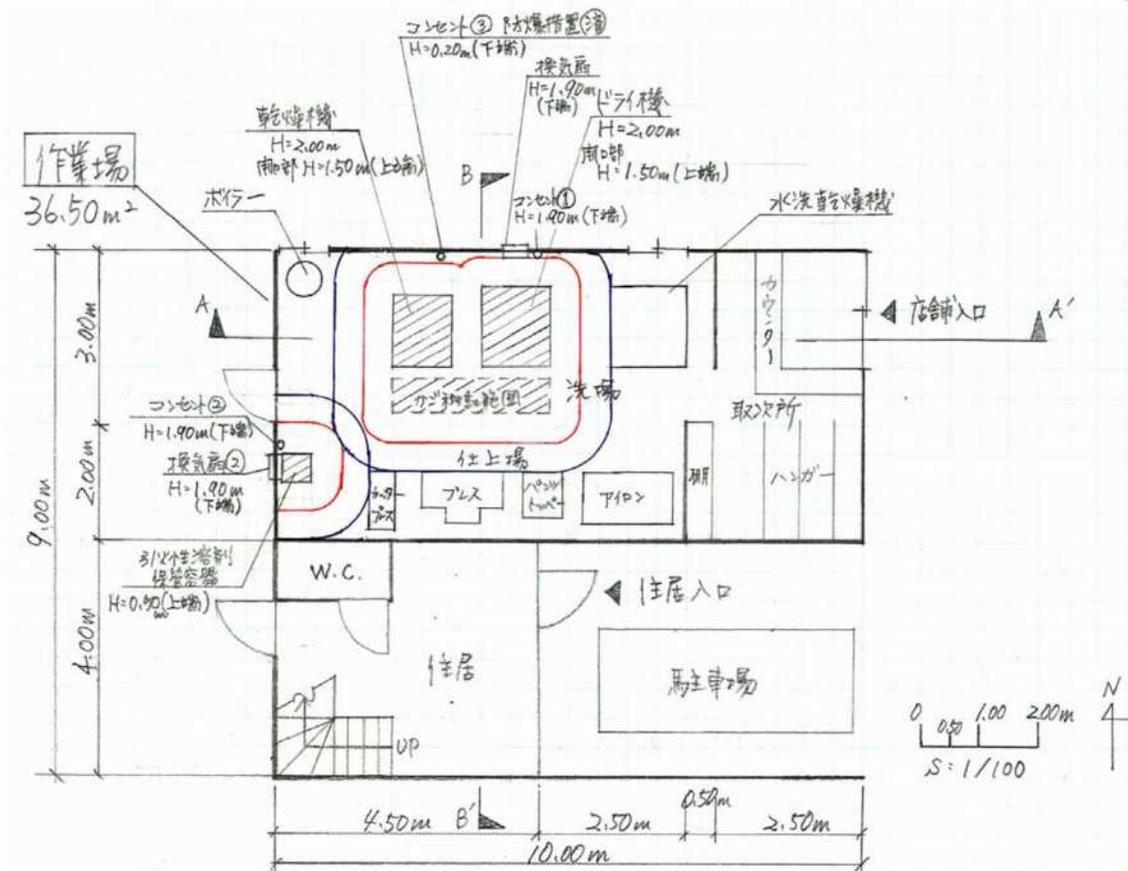
1 付近見取図



2 配置図



3 申請階平面図



【作業場の面積】
 ●計算式
 $3m \times 7.5m + 2m \times 7m$
 ●作業場面積
 36.5 m²

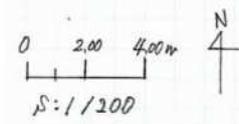
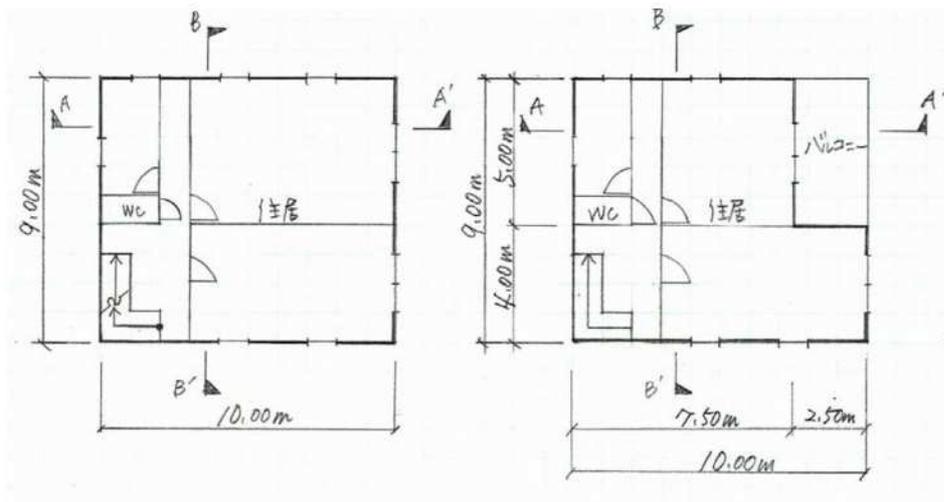
- 漏出が想定される場所から水平距離 50cm 以内
- 防爆措置が必要な範囲 (漏出が想定される場所から 1m 以内)
- ▨ 引火性溶剤の漏出が想定される機器等

【換気扇、コンセント高さの関係式】
 ●換気扇①、コンセント①
 $1.9m$ (①共通高さ: 下端) $- 1.5m$ (乾燥機等開口高: 上端) $= 0.4m > 0.15m$ (15cm)
 → 基準クリア
 ●換気扇②、コンセント②
 $1.9m$ (②共通高さ: 下端) $- 0.5m$ (引火性溶剤保管容器高: 上端) $= 1.4m > 0.15m$ (15cm)
 → 基準クリア
 ●コンセント③
 $0.2m$ (③高さ: 下端) $< 1.5m$ (乾燥機等開口高: 上端) $+ 0.15m$ → 防爆措置済み

4 各階平面図(申請階以外)

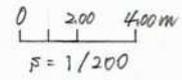
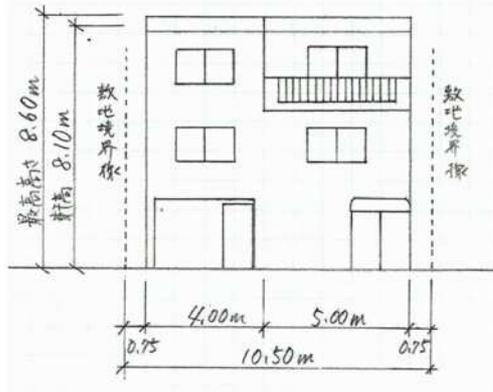
<2階>

<3階>

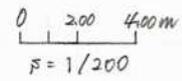
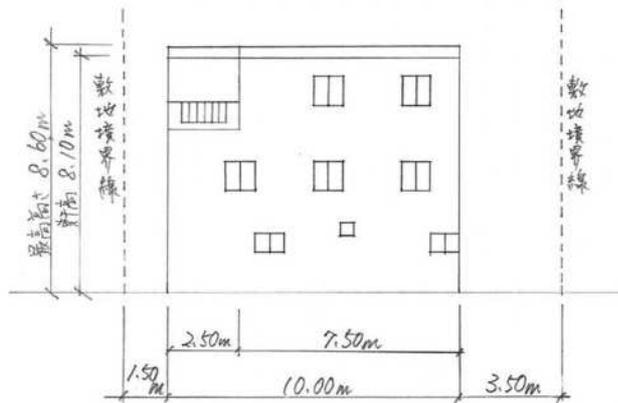


5 立面图

<東側立面图>

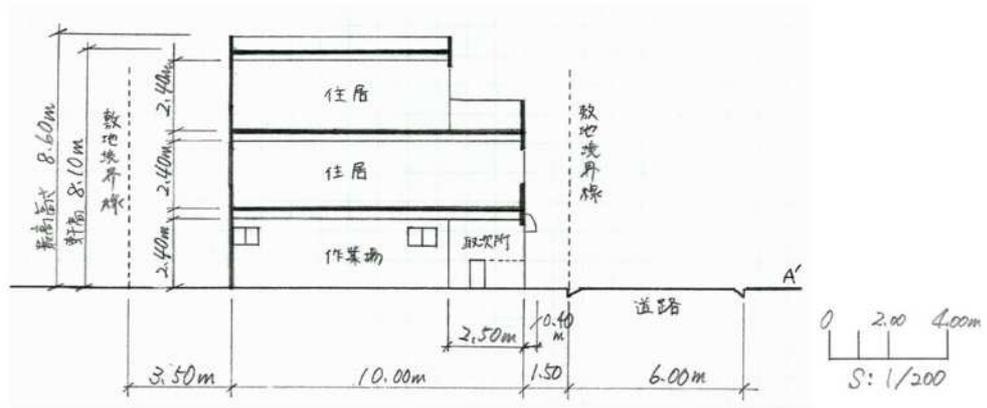


<北側立面图>

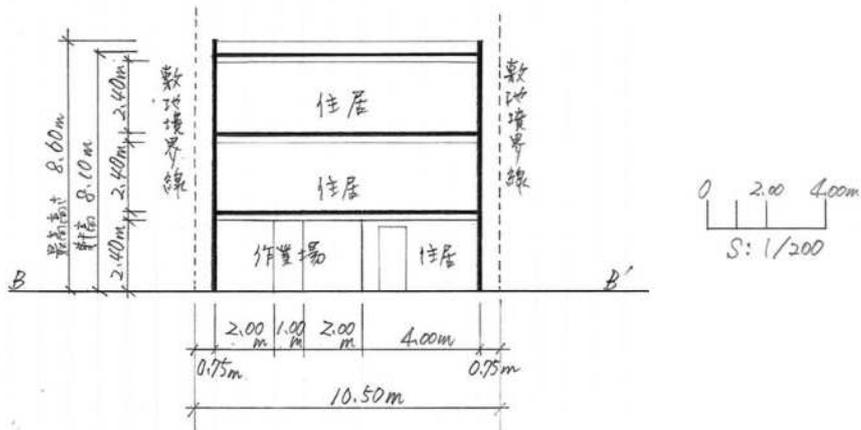


6 断面图

<A-A断面图>



<B-B断面图>



7 引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場安全対策調査書

1. 引火性溶剤の保管方法等

(1) 引火性溶剤の保管場所 (いずれかに○)	屋内 屋外
(容器が屋内に設置されている場合、換気量について以下の計算式を記入) 機械換気設備の風量の合計 容器が設置されている室の床面積 (1,720) m ³ /h > 0.3m ³ /min × (36.5) m ² × 60min = (657) m ³ /h	
(2) 保管容器の製品名・型番	(ケース 危険物収納 缶 3-340-495)
密閉できる構造 (いずれかに○)	可能 不可能
危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)別表第3の2に定める基準に適合する内装容器(内装容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器)又は危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(昭和49年5月1日自治省告示第99号)第68条の2の2に定める容器であり、かつ、危険物の規制に関する規則第43条の3第1項に定める収納の基準に適合しているか。	適合 不適合
(固定容器の場合のみ) アースの設置の有無	有 無
(3) 洗濯機タンク内の保管容量 (374 L) + その他の保管容量 (400 L) = 合計保管容量 (774 L)	

2. 洗濯機・乾燥機の安全対策

(1) 洗濯機の型番 (型番毎に以下の機能等について、備えている機能に○)	(SCL-2222)	()	()
原動機の出力 (モーター出力の合計)	5.15 k w		
アースの設置	○		
洗濯及び脱液が同一の機械内で行われる機能	○		
洗濯槽内への窒素等の不活性ガスの充填又は洗濯槽内の減圧により洗濯槽内の酸素濃度を爆発下限酸素濃度以下に制御する機能			
溶剤冷却機能又は溶剤温度の上昇により、引火のおそれがある場合に機械が自動停止する機能	● 後付け		
静電気を監視する機能に連動して、静電気が発生するおそれがある場合に機械が自動停止する機能			
静電気を監視する機能に連動して、静電気が発生するおそれがある場合に洗剤の自動投入を行う機能			
(2) 乾燥機の型番 (型番毎に以下の機能等について、備えている機能に○)	(SCD-4253)	()	()
原動機の出力 (モーター出力の合計)	2.4 k w		
アースの設置	○		
処理ドラム内への窒素等の不活性ガスの充填若しくは処理ドラム内の減圧により処理ドラム内の酸素濃度を爆発下限酸素濃度以下に制御する機能又は温度制御等により溶剤蒸気濃度を爆発下限以下に制御する機能	○		
溶剤を含む排気が作業場内に直接排出されない構造 (溶剤回収型乾燥機又はダクトで直接屋外への排気を行う措置)	○		

3. 作業場 (洗濯、乾燥又は仕上げ作業を行うスペース) の防火措置

(1) 作業場の換気量について以下の計算式を記入 機械換気設備の風量の合計 容器が設置されている室の床面積 (1,720) m ³ /h > 0.3m ³ /min × (36.5) m ² × 60min = (657) m ³ /h	
(2) 作業場の床の構造	陶器タイル・磁器タイル・石材・コンクリート・ビニル床シート・その他 ()

<別添3>

引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場の住居系地域における工場の立地に関する48条ただし書許可の判断基準

第1 対象建築物

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域が指定された区域内における引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場（以下「工場」という。）であること。

第2 許可の判断基準

当該工場の位置、構造等が次の条件に該当すること。

1 騒音

当該工場の位置、構造等が次の(1)から(3)までに適合していること。

- (1) 通常、許可を行う際に考慮されるべき騒音としては、次の各号が想定されるものであり、工場の業態に応じて、それぞれの騒音ごとに住居の環境への影響を検討する必要があるものであること。
 - ① 操業等に伴い工場の中から発生する騒音
 - ② 搬入、配送等工場の敷地の出入りに伴って発生する騒音
- (2) 操業等に伴い工場の中から発生する騒音にあつては、周辺の住宅地等における状況と比較して、住居の環境を害するものとならないことが、その業態、使用する機械等の種類からみて客観的かつ合理的に判断されること又は、周囲に対する騒音の低減を図るための対策が十分に取られることにより上記と同様の状態となることが客観的かつ合理的に判断されること。具体的には、例えば、以下の対策が取られていることが考えられる。
 - ① 敷地内の建築物の配置について、隣接建築物から一定の距離が取られていること。
 - ② 騒音源となる機械等を建築物内に配置する場合に、外壁に密着して設置されていない、隣接建築物から離れた場所に設置されている等の適切な配置がなされていること。
 - ③ 敷地外周に遮音壁の設置等がなされていること。
 - ④ 騒音の小さい種類の機械、作業方法が選択されていること。
- (3) 搬入、配送等工場の敷地の出入りに伴って発生する騒音にあつては、騒音が生じる時間帯、頻度及び騒音の程度について、その業態に鑑み、合理的な想定がなされているものであり、かつ、周辺の住宅地等における状況と比較して、住居の環境を害するものとならないものであること。

2 交通量

当該工場の敷地及び自動車等の敷地への出入りの状況が次の（１）から（３）までの条件に適合していること。

- (1) 工場の敷地が、その規模、自動車の出入りの頻度の相違に応じ、適切な幅員の道路に接していること。
- (2) 敷地の出入り口が、極力周囲の居住環境や道路交通に対する影響が少ない場所に設けられていること。
- (3) 自動車等の敷地への出入りの頻度について、その業態に鑑み、合理的な想定がなされているものであり、かつ、周辺の住宅地等における状況と比較して、住居の環境を害するものとならないものであること。

3 臭気

工場に換気孔等を設ける場合に、その業態に応じて想定される臭気の程度に応じて、排気が隣接建築物に直接吹き付けることのないよう、換気孔の位置、方向及び排気口の高さ等の構造が適切なものとされていること又は防臭装置の設置がなされていること等により周辺環境に害を及ぼさないよう配慮されていること。

4 振動

振動源となる機械等を建築物内に配置する場合に、外壁に密着して設置されていない、隣接建築物から離れた場所に設置されている、振動を吸収する台の上に設置されている等の適切な配置がなされていること。

5 照明・光

工場から発する光及び工場の敷地に入出入りする自動車等から発する光が、周囲の建築物に頻繁に当たることのないようにするため、敷地内における建築物の配置及び自動車動線の設定が適切になされていること又は、植栽、目隠し板の設置等が行われていること。

＜参考＞ 引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場の違反是正の手順フロー（例）

○違反建築物及び違反内容の確定

「引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場の実態調査」の結果及び必要に応じ実施する法第 12 条第 5 項に基づく報告、同条第 6 項に基づく立入検査等の結果に基づき、特定行政庁において、違反建築物の確定及びその通知すべき違反内容の確定を行う。

○事業者等（管理者・占有者）への通知

特定行政庁は、用途違反の判明したドライクリーニング工場の事業者（建築物の管理者・占有者等）に対して、違反事実の通知を行い、違反是正計画書の提出を求める。

- ※ この際、溶剤の変更等の違反是正措置のほか、本安全対策に基づく法第 48 条ただし書許可についての検討を行うことが可能である旨について特定行政庁より情報提供を行う。
- ※ また、違反是正計画書の提出期限については、違反是正の検討等に要する期間として通常想定される期間を考慮するものとする。
- ※ 申請者が安全対策の手続きの内容を十分に理解できるよう、必要に応じて、個別相談等を実施する。また、必要に応じて消防担当当局への事前相談等を行う。

○違反是正計画書の提出

事業者等は、特定行政庁に対して、違反是正措置の内容について計画書を提出する。

○48 条ただし書許可を受けようとする場合

- ・事業者等は、特定行政庁に対して、違反是正計画に基づき、許可の申請を行う。
- ・特定行政庁は、許可申請を受け、利害を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取（公聴会）を行い、かつ建築審査会の同意を得た上で許可を行う。

- ※ 特定行政庁は、違反是正計画書の提出を受け、法第 48 条ただし書許可が必要な内容である場合には、法第 87 条第 2 項に基づく用途を変更する場合等として、事業者等に法第 48 条ただし書許可の申請を求める。
- ※ 法第 48 条ただし書許可に係る事務の執行に当たっては、その迅速な処理に努めることが望ましい。例えば、特定行政庁が、本許可基準について建築審査会の了承を得た上で事前明示を行っておくこと等により、許可手続きの円滑化、迅速化を図ることも考えられる。

○本安全対策の実施による違反是正

事業者等は、許可の内容に即した機械の改良や配置等の変更を行い、完了した旨を特定行政庁に報告する。報告を受け、特定行政庁は、実地検査を行う。

- ※ 特定行政庁は、法第 48 条ただし書許可を行った建築物について、法第 12 条第 5 項に基づく報告を求め、現場での確認を行う等により、適正な安全対策の実施状況の把握に努めるものとする。

○許可を受けた建築物の安全対策の実施状況の把握

特定行政庁は、許可を受けた建築物の台帳を整備し、必要に応じ、違反建築防止週間などの機会を捉えた立入検査の際、許可条件とした内容の確認を行う等により建築後も引き続きその状態の把握に努める。

ドライクリーニング業を営む工場の実態調査結果

○ドライクリーニング工場の用途規制 適合状況

平成22年8月31日現在

	工場数
ドライクリーニング工場数(Ⅰ+Ⅱ+Ⅲ)	28,821
Ⅰ 用途規制の違反がないもの(①+②+③+④)	12,696
① 現行の用途規制に適合しているもの(②を除く)	8,637
② 法48条ただし書き許可等の特例規定により用途規制に適合しているもの	161
③ 現行の用途規制に不適合だが、既存不適合であるもの	2,676
④ 都市計画区域外及び準都市計画区域外にあり、用途規制が適用されないもの	1,221
Ⅱ 用途規制の違反があるもの	14,479
Ⅲ 調査中のもの	1,646

ドライクリーニング業を営む工場の実態調査結果(都道府県別)

平成22年8月31日現在

	ドライクリーニング工場数(Ⅰ+Ⅱ+Ⅲ)							
	Ⅰ 用途規制の違反がないもの(①+②+③+④)				Ⅱ 用途規制の違反があるもの	Ⅲ 調査中のもの		
	①現行の用途規制に適合しているもの(②を除く)	②法46条ただし書き許可等の特例規定により用途規制に適合しているもの	③現行の用途規制に不適合だが、既存不適合であるもの	④都市計画区域外及び準都市計画区域外にあり、用途規制が適用されないもの				
北海道	854	363	235	20	38	70	490	1
青森県	394	216	64	6	90	56	178	0
岩手県	298	177	86	0	55	36	121	0
宮城県	394	211	139	3	40	29	183	0
秋田県	300	208	103	2	61	42	92	0
山形県	338	210	166	2	42	0	128	0
福島県	510	331	180	0	132	19	179	0
茨城県	483	240	87	15	124	14	243	0
栃木県	560	291	208	1	68	16	269	0
群馬県	497	307	203	3	86	15	190	0
埼玉県	1,630	710	581	2	115	12	914	6
千葉県	1,219	478	321	2	112	43	652	89
東京都	4,107	1,041	1,002	7	30	2	2,493	573
神奈川県	1,823	412	364	9	38	1	1,308	103
新潟県	647	463	230	13	183	37	184	0
富山県	295	189	122	7	59	1	106	0
石川県	333	202	127	0	48	27	131	0
福井県	204	102	82	0	12	8	102	0
山梨県	260	170	76	6	69	19	90	0
長野県	484	343	221	5	80	37	140	1
岐阜県	504	341	186	0	96	60	162	0
静岡県	1,123	611	409	7	149	46	445	67
愛知県	1,654	671	589	0	66	16	900	83
三重県	408	287	189	1	69	28	118	3
滋賀県	212	152	115	1	31	5	60	0
京都府	568	183	144	1	17	21	369	16
大阪府	1,770	351	318	0	33	0	967	452
兵庫県	1,160	430	299	6	73	52	676	54
奈良県	181	90	54	0	27	9	91	0
和歌山県	265	163	122	0	19	22	102	0
鳥取県	120	78	60	1	8	9	42	0
島根県	169	119	62	1	27	29	50	0
岡山県	319	146	108	2	30	6	173	0
広島県	594	264	138	7	79	40	309	21
山口県	252	125	65	2	38	20	119	8
徳島県	239	183	100	0	27	56	53	3
香川県	224	158	94	0	36	28	66	0
愛媛県	370	178	118	3	45	12	141	31
高知県	198	126	77	2	22	25	72	0
福岡県	913	348	249	12	77	10	450	115
佐賀県	165	116	75	1	23	17	49	0
長崎県	369	139	84	4	1	50	230	0
熊本県	366	232	120	3	30	79	134	0
大分県	208	109	47	0	24	38	99	0
宮崎県	259	126	58	1	58	9	133	0
鹿児島県	446	257	136	1	82	38	189	0
沖縄県	135	48	27	2	7	12	87	0
合計	28,821	12,695	8,637	161	2,676	1,221	14,480	1,646

ドライクリーニング業を営む工場の実態調査結果(政令指定都市別)

平成22年8月31日現在

	ドライクリーニング工場数(Ⅰ+Ⅱ+Ⅲ)							
		Ⅰ 用途規制の違反がないもの(①+②+③+④)				Ⅱ 用途規制の違反があるもの	Ⅲ 調査中のもの	
		①現行の用途規制に適合しているもの(②を除く)	②法48条ただし書き許可等の特例規定により用途規制に適合しているもの	③現行の用途規制に不適合だが、既存不適合であるもの	④都市計画区域外及び準都市計画区域外にあり、用途規制が適用されないもの			
札幌市	236	53	52	1	0	0	183	0
仙台市	130	34	28	1	5	0	96	0
さいたま市	278	96	95	0	1	0	182	0
千葉市	143	41	39	0	2	0	102	0
横浜市	743	171	171	0	0	0	495	77
川崎市	333	46	43	1	2	0	287	0
相模原市	173	48	43	3	2	0	125	0
新潟市	221	119	60	3	51	5	102	0
静岡市	202	63	57	0	4	2	135	4
浜松市	273	174	109	1	55	9	99	0
名古屋市	553	131	117	0	14	0	416	6
京都市	376	79	79	0	0	0	297	0
大阪市	697	112	112	0	0	0	327	258
堺市	148	38	28	0	12	0	83	27
神戸市	364	62	58	4	0	0	279	23
岡山市	127	29	29	0	0	0	98	0
広島市	240	64	35	0	20	9	176	0
北九州市	175	36	24	6	6	0	139	0
福岡市	251	39	38	0	1	0	204	6
合計	5,663	1,435	1,215	20	175	25	3,825	403

※ 政令指定都市別の調査結果は、都道府県別の調査結果に含まれている。

ドライクリーニング工場に対する火災予防条例（例）の規定の考え方

引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場（少量危険物施設に限る）（以下「ドライクリーニング工場」という。）について、「引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法用途規制違反への対応及び同法第48条の規定に基づく許可の運用について（技術的助言）」（平成22年9月10日 国住指第2263号国住街第78号）の別添1「火災安全性の確保の観点からの引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場の安全対策に関する技術的基準」（以下「2263号通知技術的基準」という。）に基づく防火安全対策が講じられることが確認できれば、特に火災予防条例（例）第31条の3の2に定める次に掲げる基準によらなくとも同等以上の安全性があり、火災予防条例（例）第34条の3（基準の特例）の規定を適用することができるものとする。

1 火災予防条例（例）第31条の3の2第1号及び第2号

- | |
|---|
| 一 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものであること。
二 窓及び出入口には、防火戸を設けること。 |
|---|

（考え方）

2263号通知技術的基準を満たすドライクリーニング工場は、次の(1)及び(2)に掲げる一定の延焼拡大抑制措置が講じられるとともに、引火性溶剤を取り扱う洗濯機の外側は不燃材料で造られていることから、火災予防条例（例）第31条の3の2第1号及び第2号の基準によらなくとも同等の安全性があると考えられる。

[2263号通知技術的基準中の延焼拡大抑制措置]

- (1) 洗濯機及び乾燥機には、次に掲げる一定の措置が講じられていること。
 - ① 洗濯機及び乾燥機には、例えば洗濯槽内の酸素濃度を調整するなどの火災の発生を予防する機能が設けられ、かつ、当該機能が適正に稼働する管理がなされていること。
 - ② 洗濯機には、適切にアースが設置されており、帯電しにくい措置が講じられていること。
 - ③ 洗濯機は、洗濯及び脱液が同一の機械内で行われる機能が求められており、溶剤の取扱い作業を必要最小限に抑えていること。
- (2) 洗濯機及び乾燥機周囲には、次に掲げる一定の措置が講じられていること。
 - ① 洗濯機及び乾燥機の水平方向 50cm 以内（垂直方向は床面から天井面まで）には、作業台設置スペースや洗濯物保管スペースが設けられていないこと。

- ② 洗濯機及び乾燥機のそばに溶剤の付いたウェス等の布、繊維くずを放置しない等の作業場の安全管理体制・方法が確立されていること。

2 火災予防条例（例）第31条の3の2第3号

- 三 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。

（考え方）

2263号通知技術的基準を満たすドライクリーニング工場は、次の(1)及び(2)に掲げる一定の流出拡大防止対策が講じられるとともに、当該ドライクリーニング工場において、洗濯機に補充する引火性溶剤の量は、1日当たり平均10リットル程度（最大15リットル程度）であることから、火災予防条例（例）第31条の3の2第3号の基準によらなくとも同等以上の安全性があると考えられる。

[2263号通知技術的基準中の危険物流出拡大防止措置]

- (1) 作業場の床は、溶剤が浸透しない構造であること。
- (2) 溶剤の管理
- ① 溶剤の保管容器は、使用时以外は蓋を閉じておくこと。
- ② 溶剤の保管容器は、ゴムマット等不導体の上に設置しないこと。
- ③ 溶剤の管理に当たっては、取り扱う溶剤の種類に応じて、それぞれの製品安全データシート（MSDS）に示された管理方法に従うこと。